

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 8 年 1 0 月

鹿児島県人事委員会



人 委 第 110 号

令和 8 年10月 8 日

鹿児島県議会議長 日高 滋 殿

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

鹿児島県人事委員会委員長 富永 信一

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第 1	報 告	-----	1
第 1	職員の給与	-----	1
第 2	民間の給与	-----	2
第 3	職員の給与と民間の給与との比較	-----	3
第 4	生計費及び物価	-----	4
第 5	職員と国家公務員の給与比較	-----	4
第 6	人事院の報告及び勧告等の概要	-----	4
第 7	職員の給与の改定	-----	5
第 8	人事管理・公務運営の改善	-----	7
第 9	むすび	-----	18
別紙第 2	勧 告	-----	19

参考資料

- 1 職員給与実態調査結果
- 2 職種別民間給与実態調査結果
- 3 生計費関係
- 4 人事院の報告及び勧告等の概要

報

告

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるため、職員の給与等の実態を把握するとともに、民間事業所の従事者並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与その他の勤務条件や生計費などの諸事情について調査・検討を行ってきたが、その概要は次のとおりである。

第 1 職 員 の 給 与

令和 8 年 4 月における職員給与の支給状況等について、行政職、研究職、医療職（一）、医療職（二）、医療職（三）、海事職、教育職（一）、教育職（二）、教育職（三）及び公安職の10の給料表の適用を受けている全職員を対象とした「職員給与実態調査」を行った。

調査結果の概要を、全職員と行政職給料表適用職員別に示すと、次表のとおりである。

区 分		全 職 員	行政職給料表 適 用 職 員
人 員		2 1, 6 8 4 人	5, 3 2 6 人
平 均 年 齢		4 2. 6 歳	4 0. 8 歳
平 均 経 験 年 数		2 0. 4 年	1 9. 2 年
学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	7 5. 4 %	6 6. 6 %
	短 大 卒	1 1. 0 %	9. 0 %
	高 校 卒	1 3. 5 %	2 4. 2 %
	中 学 卒	0. 1 %	0. 2 %
性 別 構 成 比	男	5 9. 6 %	6 5. 0 %
	女	4 0. 4 %	3 5. 0 %
平 均 扶 養 親 族 数		0. 9 人	0. 8 人
平 均 給 与	給 料	3 8 1, 7 0 1 円	3 3 7, 4 8 4 円
	扶 養 手 当	1 1, 1 7 6 円	8, 6 8 7 円
	住 居 手 当	8, 4 7 0 円	7, 5 9 3 円
	そ の 他	2 1, 3 0 6 円	1 7, 2 3 4 円
	合 計	4 2 2, 6 5 3 円	3 7 0, 9 9 8 円

(注) 1 この表において、本年度の新規卒卒の採用者を含むが、暫定再任用職員、定年后再任用短時間勤務職員及び鹿児島県職員の給与に関する条例附則第13項等により給料月額が決定される職員は含まない。
2 詳細は、参考資料第 1 表から第12表のとおりである。

第2 民間の給与

1 調査の概要

本委員会は、職員の給与と民間事業所の従事者の給与との比較を行うため、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間の500事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された100事業所を対象に、人事院と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施した。

これらの事業所において、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種の3,077人及び医療関係、教育関係等54職種の922人について、本年4月分として個々の従事者に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、給与改定の状況等を調査した。

2 調査の実施結果

(本年の給与改定の状況)

本年の民間事業所における給与改定の状況をみると、次表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は53.6% (昨年40.9%)、ベースアップを中止した事業所の割合は4.3% (同16.5%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0% (同0.0%) となっている。

また、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は89.8% (同77.8%) となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は36.8% (同16.5%)、減額となっている事業所の割合は6.2% (同4.2%) となっている。

その1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員	53.6	4.3	0.0	41.2
課 長 級	50.6	3.4	0.0	46.0

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

その2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給 実 施	増 額	減 額	変化なし		
係 員	90.7	89.8	36.8	6.2	46.8	0.9	9.3
課 長 級	86.1	85.1	36.9	5.4	42.8	1.0	13.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第3 職員の給与と民間の給与との比較

1 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、次表のとおり、職員の給与が民間の給与を11,450円（3.05%）下回っていた。

県内民間給与①	職員給与 ②	較 差 ①－② $\left[\frac{①-②}{②} \times 100 \right]$
387,207円	375,757円	11,450円（3.05%）

（注） 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まない。

2 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、次表のとおり、所定内給与月額 of 4.68月分（昨年4.63月分）となっており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数（4.65月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.03月分下回っていた。

区 分		民間事業所の従業員
項 目		
平均所定内給与月額	下半期（A 1）	352,564円
	上半期（A 2）	361,387円
特別給の支給額	下半期（B 1）	787,285円
	上半期（B 2）	884,116円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B 1}{A 1} \right)$	2.23月分
	上半期 $\left(\frac{B 2}{A 2} \right)$	2.45月分
年間の支給割合		4.68月分

（注） 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは令和8年2月から令和8年7月までの期間をいう。

第4 生計費及び物価

1 標準生計費

本委員会が総務省統計局の家計調査を基礎に算定した本年4月における鹿児島市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ148,880円、169,410円及び189,960円となっている。（参考資料第21表）

2 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年4月に比べ全国では1.4パーセント、鹿児島市では1.1パーセントの増となっている。

第5 職員と国家公務員との給与比較

令和7年地方公務員給与実態調査（総務省）によると、令和7年4月1日現在の本県行政職給料表適用職員のラスパイレス指数※は、国家公務員を100とした場合、96.9となっており、全国の都道府県の中では低い指数となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況 （令和7年4月1日現在）

指数分布区分	都道府県数
102以上	0
100以上102未満	17
98以上100未満	24
98未満	6

鹿児島県	96.9
------	------

都道府県平均指数	99.7
----------	------

※ 全地方公共団体を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100として計算した指数

第6 人事院の報告及び勧告等の概要

人事院は、本年8月7日、一般職の国家公務員の給与等について報告及び勧告を行うとともに、国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出を行った。その概要は、参考資料52ページから54ページのとおりである。

第7 職員の給与の改定

1 改定の基本方針

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の規定に基づき、民間事業所の従事者の給与水準を踏まえるとともに、本年の人事院勧告の内容、国家公務員の給与水準、他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、職員の給与を2のように取り扱う必要があると判断した。

2 改定すべき事項等

(1) 給料表

行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定するだけでは民間給与との較差が解消されないことから、昨年と同様、人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率（100分の101.08）を乗じた給料表に改定する必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

なお、教育職給料表（二）又は教育職給料表（三）の適用を受ける教育職員のうち教育委員会規則で定めるものに加算される額については、令和7年に勧告した教職調整額の見直しを踏まえて改定する必要がある。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.65月）が民間の年間の支給割合（4.68月分）を下回っていることから、支給月数を0.05月ごとの区切りにより定める従来からの考え方に基づき、職員の年間支給月数を0.05月引き上げ、4.70月に改定する必要がある。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、来年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう配分する必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても同様に改定する必要がある。

なお、特定任期付職員の勤勉手当の支給総額については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告の内容

に準じて改定する必要がある。

(4) 地域手当

令和9年度の地域手当の支給割合については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

(5) 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

(6) 転居に関する手当等

転居に関する手当の新設については、国における検討状況や他の都道府県の動向を注視し、適切に対応する必要がある。

また、特地勤務手当に準ずる手当については、人事院報告の趣旨を踏まえ、所要の検討を行う必要がある。

このほか、人事院が検討している、転勤に関する手当を再編・統合した総合的な手当についても、国や他の都道府県の動向を注視する必要がある。

(7) 新たな職の設置に伴う教育職員の給与

県教育委員会では、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）において時間外在校等時間の削減目標が規定され、組織マネジメントを通じた教職員一人一人が働きやすい職場環境の構築が求められていること等を踏まえ、学校全体の組織的・効率的な運営体制の充実や管理職を含めた教職員全体の業務負担の軽減を目的として、「主幹教諭」を導入する準備を進めている。

主幹教諭を導入するに当たっては、その職務・職責に応じた適切な処遇を確保するため、教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）の2級と3級の間に新たな級（特2級）を設ける必要がある。また、教職調整額や諸手当について所要の措置を講ずる必要がある。

(8) その他の課題

職員の給与制度のあり方については、今後とも制度本来の趣旨や社会情勢の変化、国や他の都道府県の動向等を踏まえ、適宜、適切に見直しを行う必要がある。

教育職員の給与については、国における見直し等を踏まえて、適切に対応するとともに、今後とも国の動向等を注視する必要がある。

第 8 人事管理・公務運営の改善

1 人材の確保及び育成

(1) 優秀かつ多様な人材の確保

国においては、採用試験に係る改革を順次進めてきた結果、申込者数が増加に転じる一方で、今後とも厳しい人材獲得競争が続くことが見込まれるとしている。このため、誰もが挑戦できる開かれた公務の実現を目指し、採用に関する制度全体で採り得る施策を総動員するとしている。

具体的には、総合職試験におけるオンライン試験の導入、技術系職種の選考採用の範囲拡大、民間人材やアルムナイ人材*の柔軟な採用制度の運用に向けた各府省の支援などに取り組むこととしているほか、採用予定者に対する内定式等の交通費等の支給など、受験者の経済的負担の軽減に取り組んでいる。

また、競合する企業等と差別化できる公務職場の魅力を公務内外に戦略的に発信していくため、令和 8 年 3 月に策定したブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」を新規採用職員向け研修や人材確保イベント等で活用するなど、公務内外への浸透を図るとしている。

本県においては、令和 4 年 3 月に「行財政運営指針」を、令和 6 年 3 月に「鹿児島県職員人財育成ビジョン」（以下「人財育成ビジョン」という。）を策定し、職員を大切な「財産」として捉え、職員の学びの機会の提供や働きやすい職場環境づくり等を通じて公務職場の魅力を更に高めつつ、柔軟な採用試験の実施や積極的な情報発信、多様な採用制度の活用等を通じて、高度化・多様化・複雑化する行政需要に対して柔軟に対応できる優秀で多様な人材を安定的に確保することとしている。

具体的には、SPI 試験におけるオンライン試験の導入や技術職種の記述式専門試験の廃止に加え、採用候補者名簿の有効期間の延長等、受験しやすい採用試験への見直しのほか、就職活動前の大学 1、2 年生も対象とした採用説明会や若手職員と学生の交流イベントに加え、SNS を活用した公務職場の魅力等に係る情報発信、結婚、出産、育児又は介護を理由に退職した職員の再採用（カムバック）試験の実施などに取り組んでいる。

また、令和 6 年度、若手職員を中心に構成する「鹿児島県庁人材確保・働き方改革ワーキンググループ」の議論の成果として、「鹿児島県庁人材確保アクションプログラム」（以下「人材確保アクションプログラム」という。）を策定し、学生等に対するリクルーティング活動の強化、インターンシップ・オープン県庁（旧キャリア実習）の拡充、県庁における働き方改革の積極的な発信等、人材確保に向けた具体的な取組に加え、県外の学生を対象に

インターンシップの参加費を一部助成するなど、県職員を志望する学生の経済的負担の軽減にも取り組んでいる。

このような取組を進めながら、積極的な人材確保活動の展開、採用環境の変化に応じた柔軟な採用試験や多様な採用制度について、国や他の都道府県の動向等も踏まえ、引き続き検討する必要がある。

※ 公務を一度離職した者で、民間経験や新たな視点を有しつつ、業務内容や公務組織への理解も備えており、専門性を有する即戦力としてのみならず、組織を安定的に支える存在として非常に重要な人材

(2) 人材の育成

国においては、職員一人一人が時代に応じた知識・技能を身に付ける必要性が高まっていることや、キャリア形成への関心や人的資本経営の観点の重要性もより一層高まっている状況を踏まえ、職員が主体的に学び続けることを支える環境を整備するとしている。このため、人事院は、職員の主体的な学びや人事担当者等による職員の育成の指標とできるよう、国家公務員に求められるスキルを整理した「スキル一覧」を活用し、職員のキャリアステージに応じて必要な研修が提供されるよう研修体系の見直しを進めるとともに、職員が希望する学びをいつでも受講できる環境づくりを進めることとしている。

本県においては、人財育成ビジョンで、目指すべき職員像として、「挑戦」する職員、「共感」できる職員、「誠実」な職員を掲げている。今後の取組の方向性として、職員のキャリアプランの形成を支援することや、業績評価や能力評価の結果等について適切にフィードバックし、職員の更なる成長につなげること、職階等や専門性の求められる分野における研修の機会を積極的に提供することなどが示されており、各般の取組を実施しているところである。

また、人材確保アクションプログラムでは、職員が自らキャリアビジョンを描き、意欲を持って、主体的に仕事や能力開発等に取り組むことができるよう、職種別のキャリアパスを提示することとし、本年3月に「鹿児島県職員キャリアデザインガイド」が作成され、職員のキャリア形成を支援するため、職種別のキャリアパスが提示されたところである。

今後とも、職員の意欲と資質の更なる向上を図る観点から、人財育成ビジョン等に基づき、高度化・多様化・複雑化する行政需要に対応できる人材の育成に、計画的かつ積極的に取り組む必要がある。

(3) 多様な人材の活躍推進

個々の職員の違いを認め、多様な人材を生かし、その能力を最大限発揮で

きるようにすることが、イノベーションを生み出し、価値創造につながることから、公務におけるダイバーシティ・マネジメント※の推進が必要である。

女性の採用・登用状況を見ると、知事部局においては、令和8年4月1日現在、令和8年度の採用者に占める女性割合は44.0パーセント、課長級以上の女性職員の割合は過去最高の16.1パーセントとなっており、これまで女性職員のキャリア形成支援や登用の拡大等に努めてきている。「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の有効期限が延長され、「特定事業主行動計画」についても期間が延長されたところでもあるが、女性活躍の観点から、引き続き、女性の採用・登用の拡大やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいく必要がある。

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の理念等を踏まえ策定された「障害者活躍推進計画」が令和7年3月に改定され、引き続き障害者雇用の推進に取り組んでおり、職員採用選考試験における受験資格要件の緩和のほか、会計年度任用職員への積極的な任用など着実に取組が進んでいるものの、任命権者によっては法定雇用率が達成されていない状況である。

本年7月に法定雇用率がさらに引き上げられたことから、各任命権者においては、引き続き、障害者雇用に対する職員の理解を深めながら、障害のある職員が働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、新たな法定雇用率の達成を目指す必要がある。

性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進についても、引き続き、取り組んでいくことが必要である。

※ 多様性を尊重し、異なる属性や価値観を持つ人材を積極的に取り入れ、組織の成長を促す取組

2 能力及び実績に基づく人事管理

国においては、採用の種類や年次に縛られず、人事評価に基づき、幅広い人材から登用・抜てきを行うなど、優秀な人材が魅力を感じる人事制度を実現する必要があるとしている。このため、人事院は、組織のパフォーマンスを最大化し、職員が実力本位で活躍することができる魅力的な公務の実現に向けた取組を進めていくこととしている。

具体的には、本府省幹部職員等について、他の職員に先行して職務・職責をより重視した給与体系、能力・実績に応じた人事運用の更なる徹底、勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度の導入などの取組を進めることとし、令和9年に具体的な内容を報告するとしている。

本県においては、国の人事評価制度の見直しや人財育成ビジョンの策定等を踏まえ、人材育成における人事評価制度の更なる活用の観点から、令和6年3

月に評価区分の細分化や評価体制の見直しなど職員の能力・実績を的確に把握し、適切なフィードバックにつなげるための制度の見直しを行ったところである。

人事評価制度の本来の趣旨である人材育成・組織パフォーマンスの向上を推進するためには、全ての職員が、その趣旨について認識を深めることが重要である。

今後とも、評価の公正性や納得性の確保及び人材育成の観点から、評価者等に対する研修の充実や適切な評価結果のフィードバックなど、より実効性のある取組を推進する必要がある。

3 良好な職場環境の整備

質の高い行政サービスを提供することのできる活力ある強靱な公務組織を実現するためには、長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進、仕事と生活の両立支援など、職員が主体的な貢献意欲を持って、意欲と能力を最大限発揮できる環境の整備を推進することが重要である。このことは、公務職場の魅力向上や優秀で多様な人材の確保にも資するものであり、迅速かつ着実に取り組む必要がある。

(1) 長時間労働の是正

ア 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

超過勤務の縮減については、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの実現の観点に加え、公務が職場として選ばれるための魅力の向上にもつながることから、積極的に取り組むべき重要な課題であり、各任命権者においてこれまでも様々な取組が進められてきたところである。

超過勤務については、原則として月45時間の範囲内（限度時間）、また、臨時的に限度時間を超える場合であっても月100時間未満等（上限時間等）とされているが、公務の運営上真にやむを得ない場合は、限度時間又は上限時間等を適用しないこととされているところである。

知事部局においては、令和7年度の月1人当たり平均超過勤務時間は前年度より増加しており、また、依然として上限時間等を超えて超過勤務を行った職員がおり、所属によっては長時間の超過勤務が発生している実態がある。

各任命権者においては、超過勤務の限度時間は月45時間の範囲内が原則であることを再認識した上で、任命権者自らが強い取組姿勢を持ち、そのリーダーシップの下で、業務執行体制の適宜、適切な見直しや、業務の徹底した効率化・合理化による業務量の実質的な削減など、超過勤務の縮減のための取組について、全庁的により一層推進することが必要である。

本委員会が知事部局、各種委員会（教育委員会を除く）及び議会事務局職員を対象に本年7月に実施した「職場環境に関する定期職員アンケート」（回答者数：1,670人）（以下「職員アンケート」という。）によれば、「事前命令・事後確認の徹底など所属長の適正な勤務時間管理」については、不満に感じている割合は約8パーセントと低くなっている。一方で「効率化・合理化による業務量の削減」については、昨年度のアンケート結果よりは減少しているものの、約27パーセントが不満に感じている。

管理監督職員にあっては、「超過勤務等の縮減のための指針」等に基づき、所掌業務について、その必要性の検討を踏まえた不断の見直し、生成AIの積極的な活用やデジタル技術の活用等による業務改革（BPR）の推進を図るとともに、自所属内のみならず他所属・他部局等への影響にも配慮しながら、資料作成や会議、レクの効率化・簡素化・ペーパーレス化などについてより一層の推進を図る必要がある。

また、引き続き、勤務時間管理におけるその役割と責務を十分認識し、パソコンの使用時間の確認等を確実に行之、事前命令・事後確認の徹底を図ることにより、より一層適正な勤務時間管理に取り組む必要がある。

超過勤務を命じる必要がある場合は、必要最小限のものとし、職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、職務遂行能力や勤務実態と併せて、面談や日頃のコミュニケーション等を通じた個々の職員の置かれている事情の把握に努め、必要な業務指導や業務支援、また特定の職員や係のみが過重な業務負担を負うことのないよう、業務配分の見直しなどの業務管理を適切に行うことが求められる。

職員一人ひとりにおいても、時間やコストに関する意識を高め、職務遂行能力等の向上を図りながら、常に計画的・効率的な業務の遂行に努めることが重要である。

本委員会においては、適切な勤務時間管理に係る職員の意識改革を促し、良好な職場環境づくりが推進されるよう、知事部局において時間外の職場巡回を実施しているところである。今後も、引き続き、職員のログ情報など客観的な記録を基礎とした勤務時間の適正な管理等について調査・指導を行っていく。

イ 学校等における働き方改革

① 学校

令和7年6月に成立した給特法等一部改正法においては、教育委員会に対し、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するため

「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定等を義務付けるとともに、政府の措置として、令和11年度までに公立の義務教育諸学校等の教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することが目標として掲げられた。

本県では、県教育委員会において本年3月に県立学校の教職員に関する同計画を策定し、また、5月に計画に基づく取組の推進等のため、「学校における働き方改革」推進プロジェクトチームを設置したところである。

なお、市町村立学校の教職員に関する同計画については、所管する各市町村教育委員会においてそれぞれ策定したところである。

本県における令和7年度上半期の学校職員の勤務実態等調査において、1か月あたりの時間外在校等時間が月45時間の範囲内であった教育職員の割合は、すべての校種において令和6年度同時期よりも改善が見られている。

任命権者においては、学校の働き方改革等に関する国や他の都道府県の動向等を注視しながら、各学校や市町村教育委員会と連携し、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進や、条例等に基づく、適正な勤務時間の管理、ストレスチェック及び産業医等による面接指導の実施、年次有給休暇等の取得促進など働き方改革の実現に向けた各種取組を、引き続き、着実に推進する必要がある。

また、管理監督職員においては、各職員の勤務状況の適正な把握に努めるとともに、各学校の実情に応じた業務改善の取組をより一層進めていく必要がある。

② 教育行政（教育委員会事務局及び学校以外の教育機関）

任命権者においては、令和7年の本委員会による報告を踏まえ、昨年12月に教育長通知を発出し、超過勤務の縮減について強い取組姿勢を示すとともに、管理監督職員を対象とした会議等において超過勤務の縮減や業務の改善について指導・助言等を行い、各種取組を推進しているところである。

本年度の実態調査においては、一定の改善が見られているものの、依然として、ログ情報と勤務時間のかい離が発生している所属が散見されたところである。

働き方改革は、学校だけでなく教育行政の場でも推進されなければならない。

任命権者においては、勤務実態を正確に把握し、その実態に基づき、超過勤務の要因の整理、分析、対策、検証の着実な実施を推進するなど、徹底した働き方改革とともに、管理監督職員をはじめ、全ての職員に対する意識改革に引き続き取り組むことが必要である。

(2) 柔軟な働き方の推進

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する現在、個々の職員の事情に応じた柔軟な働き方を推進し、持続可能な形で、その能力やスキルを最大限に発揮して活躍できるような職場環境の整備が求められている。

国においては、これまで、フレックスタイム制の見直しや勤務間のインターバル確保に係る努力義務規定の導入など、柔軟な働き方を実装するための制度改革等を行ってきており、令和9年4月から、全ての職員を対象とした無給休暇の新設、代休日の指定等の見直しやフレックスタイム制の更なる見直しを行うこととしている。

本県においては、本年度から在宅勤務等手当の導入や休憩時間の柔軟化を実施し、来年10月からフレックスタイム制を導入する予定としているが、無給休暇の新設、代休日の指定等の見直し等について、国及び他の都道府県の動向や本県の実情等を踏まえながら、その導入等について検討を進める必要がある。

また、現在、働きやすい職場環境の整備の一環として、勤務間のインターバルの確保や時差出勤の推進、兼業・副業の更なる促進などに取り組んでいるところである。

これらの取組や今後導入するフレックスタイム制が積極的に活用されるよう、まずは職場でマネジメントを行う管理監督職員が制度等の活用方法を含めて十分に理解する必要がある。また、管理監督職員のみならず、職員一人ひとりが制度等について理解を深めていくことも重要であり、職員の意識や職場の慣習を変えていくことが必要である。

各任命権者においては、現在の取組を引き続き実施するとともに、国や他の都道府県の取組も参考にしながら、制度が活用しやすく、職員が働きやすい環境の整備に向けた取組をより積極的に推進していくことが重要である。

(3) 仕事と生活の両立支援等

生産年齢人口の減少に伴う構造的な人手不足の中、育児や介護など職員の希望や事情に応じた勤務を可能とし、あらゆる職員が個性や能力を存分に発揮できる公務職場を実現することは一層重要な課題となっている。

本県においては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を図るため、所要の条例等の改正を行い、昨年、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、看護等休暇の取得事由の拡大や部分休業の取得パターンの多様化などの見直しが行われたところである。

また、育児と仕事の両立ができ、男性の育児休業が当たり前になる社会を実現させることは、組織にとっても、多様な人材を生かすマネジメント力の向上や子育てに理解のある職場風土の形成等の観点から大変重要である。

各任命権者においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「特定事業主行動計画」等で数値目標を掲げ、男性の育児休業の取得促進等に関する取組を推進しており、目標の達成に向けて、引き続き、より一層の取組の充実が求められる。

年次有給休暇の取得についても、同計画等に掲げた目標達成に向けて引き続き積極的に取り組む必要がある。

今後とも、仕事と育児・介護など生活の両立支援制度について、より一層活用できるよう、更なる周知や業務執行体制等の適宜、適切な見直しにより制度を有効に利用しやすい職場環境づくり等に積極的に取り組む必要がある。

なお、行政の円滑な運営や人材確保の観点からも、転勤を命ぜられた職員が安心して勤務を継続できるよう、職員やその家族の生活の拠点となる職員住宅の整備など居住環境の改善が図られることが必要である。

本県においては、鹿児島県公共施設等総合管理計画に基づき、離島など地域の特殊性を踏まえた上で、真に必要な場合の取組として、民間住宅一括借上方式による整備が行われているところであり、引き続き、同計画に沿った取組に努める必要がある。

(4) 健康管理

職員の心身両面における健康の保持・増進は、健康管理という面はもとより、公務能率の向上という観点からも重要な課題であり、各任命権者においては、健康相談や産業医による面接指導など、長時間労働による健康障害の防止を含め健康管理の取組を充実させるとともに、心の健康づくりにおいても、各種研修等の実施や相談体制の充実などに取り組んできたところである。

しかしながら、依然として、休職者等の数は漸増傾向で、令和7年度は前年度と同水準で推移しており、うち精神疾患等を原因とする職員の割合は高い水準で推移している。

知事部局においては、令和7年度は、令和6年度と比較し、精神疾患等を原因とする職員のうち、40歳代・50歳代の人数は減少しているものの、20歳

代以下・30歳代の人数はやや増加しており、20歳代以下については、同世代の職員数に占める割合も他の年代に比べて高くなっている。

各任命権者においては、ストレスチェック制度を活用し、高ストレスと判定された職員への受診勧奨や集団分析結果を踏まえた各所属への職場環境改善に向けた働きかけ等に取り組んでいるところである。引き続き、職員の心身の負担が過度となることがないように配慮しながら、メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見・早期対応、円滑な職場復帰支援、再発防止など計画的・継続的な対策の充実に一層努めるとともに、長時間労働による健康障害防止のための医師による面接指導について、職員への周知を徹底し、制度の適正な運用を図る必要がある。

その際、管理監督職員においては、それぞれの過程における取組が円滑に推進されるために、安全配慮義務があることを自覚した上で、メンタルヘルス対策において果たすべき役割の重要性を理解し、日頃のコミュニケーション等を通して、メンタルヘルス不調者への気付きや、周りに相談しやすい職場環境づくりに積極的に努める必要がある。

また、このような取組の効果を高めるためには、職員一人ひとりにおいても、身体のセルフケアと同様に、心のセルフケアについても正しい知識と理解を深め、心身のセルフケアに取り組むことが重要である。

(5) ハラスメントの防止

職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントといった職員の人格や尊厳を侵害する行為は、組織の正常な業務運営の障害となり得るだけでなく、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては職員の心身に支障を及ぼす要因にもなり得るものであり、その防止は重要な課題である。

各任命権者においては、関係法令等を踏まえ、職場におけるパワー・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントを防止するために、規程等に基づく相談窓口の設置・周知、職位に応じた研修等を通じた意識啓発や理解の促進などに取り組んでいるところである。

職員アンケート結果において、「職員のハラスメントに対する正しい認識」については、約68パーセントと7割近くの職員が肯定的に捉えているものの、社会全体としてハラスメントに対し厳しい目が向けられるようになってきている中、すべての職員がハラスメントに対する正しい認識を持ち、あらゆるハラスメントは絶対に許されないものであることを強く自覚するよう、根絶する強い意志を持って、引き続き、意識啓発を徹底することが求められる。特に管理監督職員においては、安全配慮義務の責務を果たせるよう、職員が

らのハラスメントに関する相談等に迅速かつ適切に対応し、解決できる職場づくりに取り組むことが求められる。

併せて、ハラスメントを受けた本人以外の職員からの相談も可能であることの周知や、他の都道府県の取組状況等も踏まえ、外部人材の活用等を含めた相談しやすい体制づくりなどにより、職員一人ひとりがハラスメントを見過ごさずに向き合うことができ、職員が安心して相談しやすい職場環境の確保に一層努める必要がある。

各任命権者においても、ハラスメント事案が発生した場合には、その被害が継続、拡大しないよう、できる限り迅速な対応をとることが求められる。

他方で、仕事や働き方に対する価値観が多様化してきている中、ハラスメントなど不適切な指導との受け止めがなされることを懸念し、管理職員が部下職員に対する業務上必要な指導等を躊躇するといった事象も想定される。

管理職員による業務上の適切な指導等は職員の成長を促し、組織を円滑に運営していく上で不可欠であることから、管理職員、部下職員がそれぞれ求められる役割を果たせるよう、業務上の指導等のあり方について研修等において周知を図る必要がある。

また、カスタマー・ハラスメントについて、国においては、本年4月、カスタマー・ハラスメントの防止等の措置に関する人事院規則を制定し、各府省においてカスタマー・ハラスメント対策が着実に実施されるよう、各府省の取組を支援するとしている。

本県においては、職員が職務に注力し、安心して働ける職場環境づくりを進めるため、カスタマー・ハラスメント対応に必要なマニュアル整備や職員向け研修などに取り組んだところである。引き続き、対応する職員の負担軽減を図るため、同マニュアルなどを活用しながら、組織として適切な対応を行うことが必要である。

(6) 会計年度任用職員制度の運用

国においては、任期が相当長期にわたる非常勤職員に対し、扶養手当及び住居手当に相当する給与を支給するよう努めることとし、地方公務員についても、任期が相当長期にわたる会計年度任用職員には、同様の取扱いをすべきものとしたところである。

本県においても、見直しの趣旨や他の都道府県の動向等を踏まえた対応を検討する必要がある。

会計年度任用職員制度については、各任命権者において、地方公務員法等の趣旨及び他の都道府県や国の非常勤職員の動向、本県の実情等を踏まえながら、引き続き、適切に対応する必要がある。

また、人事院は、遺族補償年金等の見直しのための「国家公務員災害補償法」の改正について、意見の申出を行っており、本県の会計年度任用職員に係る遺族補償年金等についても、今後関係法令の改正の動向等を注視する必要がある。

(7) 定年引上げへの対応

定年引上げについては、令和6年度から、いわゆる役職定年制や給料月額7割措置などの運用がなされている。高齢層職員がさらにその能力を発揮し経験を活かすために、これらの制度を円滑かつ適切に運用する必要がある。

なお、60歳前後の給与水準については、人事院において、シニア職員の活躍を支える観点から、人事管理に関連する制度と一体で検討を加速していくとしており、その検討状況を注視する必要がある。

4 公務員倫理の保持

県民本位の県政を推進していくためには、職員一人ひとりが、公務の内外を問わず、全体の奉仕者としての高い倫理観と誇りを持って行動し、県民の期待と信頼に応えていく必要があるが、依然として職員による不祥事が複数発生し、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させる事態が生じていることは、極めて遺憾である。

各任命権者においては、原因究明を行うとともに、徹底した再発防止に取り組む必要がある。

また、これまでも、通知や研修を通じて、服務規律の厳正確保、法令等の遵守及び綱紀の保持に努めるよう周知徹底を図ってきたところであるが、改めて、不祥事の根絶に向けて、あらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の高揚に向けた取組をより一層徹底していく必要がある。

5 Well-being※な職場づくり

本県の知事部局においては、「鹿児島県庁人材確保・働き方改革ワーキンググループ」に若手職員を積極的に参加させており、若手職員の視点等を生かし職場環境の整備等に係る取組を進めている。

各任命権者においては、職員が高い意欲とやりがいを持って、生き生きと働くことができるよう、また、職員採用試験の受験者層にもアピールできるよう、こうした若手職員や、民間企業経験者など多様な経験や知識・技能、専門性を持った職員の意見を生かし、重要な課題である長時間労働の是正や健康管理、ハラスメントの防止などWell-beingの土台となる職場環境の整備に努め、公務の魅力を向上させることが必要である。

※ 身体的、精神的、社会的に良好な状態を意味する概念

6 新たな人事制度の構築

人事院においては、本府省幹部職員等について、他の職員に先行して職務・職責をより一層重視した給与体系を実現するとともに、任用及び勤務時間制度も見直し、人材の確保・定着に資する実力本位の人事制度を構築するための措置の骨格を示し、令和9年に具体的な内容を報告できるよう検討を加速していくこととしている。本府省幹部職員以外の職員についても、能力・実績がより処遇に反映されるよう民間の動向等も踏まえながら必要な制度の見直しを行っていくこととしている。

これらの見直しについては、今後も、国や他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

第9 む す び

行政需要が今後ますます高度化・多様化・複雑化することが予想される中、職員には、引き続き、全体の奉仕者として高い使命感と倫理観を持ち、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、高い士気を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。

各任命権者においては、公務組織を支える優秀かつ多様な人材を安定的に確保するためには、長時間労働の是正やハラスメントの防止などの課題の解決に向け重点的に取り組み、公務が魅力ある職場として選ばれるようになることが重要である。

本委員会は、地方公務員法に定める情勢適応の原則を踏まえ、民間並びに国及び他の都道府県との均衡を図ることを基本として、毎年、報告及び勧告を行っているところである。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、職員に対し適正な処遇を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

県議会及び知事におかれては、報告・勧告制度が果たしている意義や役割に深い理解を示され、この報告に十分留意されるとともに、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請するものである。

勸告

別紙第 2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）等を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

ア 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

イ アによる改定後の教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）を別記第2のとおり改定すること。

ウ イによる改定後の教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和8年12月期の支給割合

期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

ウ 特定任期付職員の勤勉手当の支給総額

人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度を人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(4) 宿日直手当

宿日直手当の勤務1回に係る支給額の限度を人事院勧告の内容に準じて改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のアについては令和8年12月1日から、1の(1)のイについては令和9年1月1日から、1の(1)のウ、1の(2)のイ及びウについては令和9年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	207,500	254,200	289,300	324,200	348,100	383,600	439,000	492,000	547,600
	2	208,600	255,500	290,300	325,700	349,900	385,300	440,900	497,300	554,300
	3	209,800	256,900	291,300	327,100	351,800	386,900	442,800	502,300	559,500
	4	211,000	258,400	292,300	328,500	353,600	388,600	444,700	506,900	563,700
	5	212,100	259,800	293,300	329,900	355,300	390,200	446,600	511,000	567,200
	6	213,800	261,200	294,300	331,100	357,100	392,000	448,400	514,400	570,400
	7	215,400	262,600	295,400	332,200	358,900	393,500	450,200	517,300	573,300
	8	217,000	264,000	296,400	333,500	360,600	395,100	452,000	519,900	575,900
	9	218,500	265,400	297,400	334,800	362,200	396,400	453,600	521,900	577,900
	10	220,300	266,600	298,500	336,400	363,900	398,100	455,200		
	11	221,900	268,000	299,500	338,100	365,600	399,700	456,700		
	12	223,500	269,300	300,500	339,700	367,300	401,200	458,200		
	13	225,000	270,500	301,500	341,200	368,800	403,100	459,700		
	14	226,700	271,700	302,800	342,900	370,500	405,000	461,000		
	15	228,400	273,000	304,100	344,600	372,100	406,900	462,300		
	16	230,200	274,200	305,400	346,200	373,600	408,800	463,600		
	17	231,400	275,300	306,700	347,700	374,900	410,300	464,800		
	18	233,000	276,500	308,000	349,400	376,600	412,100	466,100		
	19	234,600	277,600	309,300	351,200	378,200	413,800	467,400		
	20	236,100	278,700	310,500	352,800	379,900	415,400	468,600		
	21	237,600	279,600	311,600	354,200	381,000	417,200	469,800		
	22	239,300	280,600	312,800	355,900	382,500	418,600	470,600		
	23	240,900	281,600	314,200	357,600	384,000	420,000	471,400		
	24	242,500	282,600	315,500	359,200	385,500	421,400	472,200		
	25	244,100	283,600	316,800	360,500	387,200	422,800	472,900		
	26	245,800	284,500	317,900	362,400	389,100	424,000	473,500		
	27	247,100	285,300	318,900	364,100	390,700	425,200	474,100		
	28	248,500	286,300	319,900	365,700	392,400	426,300	474,700		
	29	249,800	287,100	321,100	367,200	393,800	427,400	475,400		
	30	250,900	287,900	322,300	368,800	395,100	428,600	476,200		
	31	252,000	288,800	323,600	370,500	396,300	429,700	476,600		
	32	253,100	289,500	324,800	372,100	397,700	430,800	477,300		
	33	254,200	290,300	326,000	373,800	398,900	431,500	477,800		
	34	255,100	291,100	327,300	375,600	399,800	432,200	478,200		
	35	256,000	291,900	328,700	377,400	400,800	432,800	478,600		
	36	257,000	292,500	330,000	379,300	401,800	433,500	479,000		
	37	258,100	293,200	331,300	380,800	402,600	434,100	479,400		
	38	259,000	294,000	332,700	382,200	403,500	434,700	479,700		
	39	259,900	294,700	334,000	383,600	404,400	435,300	480,000		
	40	260,700	295,500	335,300	385,000	405,200	435,700	480,300		

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	261,500	296,200	336,700	386,500	406,000	436,100	480,600
	42	262,100	297,000	337,900	387,300	406,800	436,300	480,900
	43	262,700	297,700	339,100	388,200	407,700	436,600	481,200
	44	263,300	298,400	340,200	389,300	408,400	436,900	481,500
	45	263,900	299,100	341,100	390,200	409,100	437,200	481,800
	46	264,500	299,800	342,400	391,300	409,800	437,500	
	47	265,100	300,500	343,600	392,200	410,500	437,800	
	48	265,700	301,100	344,900	393,200	411,200	438,100	
	49	266,200	301,800	346,000	394,100	411,700	438,300	
	50	266,900	302,500	347,200	394,800	412,300	438,600	
	51	267,500	303,200	348,400	395,500	412,900	438,800	
	52	268,000	303,900	349,600	396,100	413,600	439,100	
	53	268,400	304,500	350,900	396,500	414,000	439,300	
	54	268,800	305,200	352,000	397,100	414,600	439,600	
	55	269,100	305,800	353,100	397,700	415,200	439,900	
	56	269,400	306,500	354,200	398,500	415,700	440,200	
	57	269,700	307,100	354,900	398,800	416,100	440,400	
	58	270,000	307,700	355,800	399,500	416,800	440,700	
	59	270,300	308,300	356,500	400,200	417,400	441,000	
	60	270,600	309,100	357,300	400,800	417,900	441,200	
	61	270,900	309,700	358,100	401,100	418,300	441,400	
	62	271,200	310,200	358,500	401,600	418,800	441,700	
	63	271,500	310,700	359,000	402,200	419,300	442,000	
	64	271,800	311,100	359,700	402,800	419,900	442,200	
	65	272,100	311,600	360,600	403,100	420,200	442,400	
	66	272,400	312,100	361,300	403,700	420,600	442,700	
	67	272,700	312,500	362,000	404,400	420,900	443,000	
	68	273,000	313,000	362,600	405,000	421,300	443,200	
	69	273,300	313,400	363,100	405,400	421,600	443,400	
	70	273,600	314,000	363,700	405,900	421,900	443,700	
	71	273,900	314,400	364,200	406,500	422,200	444,000	
	72	274,200	314,900	364,800	407,000	422,400	444,200	
	73	274,500	315,300	365,100	407,600	422,600	444,400	
	74	274,800	315,700	365,600	408,200	422,900		
	75	275,100	316,000	365,900	408,600	423,200		
	76	275,400	316,300	366,300	408,900	423,400		
	77	275,700	316,500	366,700	409,300	423,600		
	78	276,000	316,800	367,200	409,800	423,900		
	79	276,400	317,000	367,700	410,200	424,200		
	80	276,700	317,300	368,200	410,600	424,400		
	81	277,000	317,500	368,500	411,000	424,600		
	82	277,300	317,700	368,900	411,500	424,900		
	83	277,600	318,000	369,300	411,900	425,200		
	84	277,900	318,200	369,800	412,300	425,400		
	85	278,200	318,500	370,100	412,600	425,600		
	86	278,500	318,700	370,500				
	87	278,800	319,000	370,900				
	88	279,100	319,300	371,300				
	89	279,400	319,600	371,500				
	90	279,700	319,900	371,900				
	91	280,000	320,200	372,300				
	92	280,300	320,500	372,700				
	93	280,600	320,700	372,900				
	94		320,900	373,200				
	95		321,200	373,600				
	96		321,600	373,900				

	97		321,800	374,200						
	98		322,100	374,600						
	99		322,400	375,000						
	100		322,800	375,400						
	101		323,100	375,900						
	102		323,400	376,300						
	103		323,700	376,700						
	104		324,000	377,100						
	105		324,200	377,600						
	106		324,500	378,000						
	107		324,800	378,300						
	108		325,100	378,600						
	109		325,300	379,100						
	110		325,600							
	111		326,000							
	112		326,300							
	113		326,500							
	114		326,700							
	115		327,000							
	116		327,400							
	117		327,600							
	118		327,800							
	119		328,100							
	120		328,400							
	121		328,700							
	122		328,900							
	123		329,200							
	124		329,500							
	125		329,800							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		221,200	250,300	295,600	318,200	335,200	363,400	409,800	447,200	505,000

- 備考 1 この表は、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「県職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- 2 この表は、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての学校職員に適用する。
- 3 この表は、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	208,000	259,800	354,600	406,400	481,700
	2	209,100	264,100	356,600	407,900	492,100
	3	210,300	267,000	358,600	409,300	501,900
	4	211,500	269,800	360,600	410,700	511,900
	5	212,600	272,400	362,600	412,100	521,900
	6	214,800	274,200	364,600	413,500	532,000
	7	216,900	275,700	366,600	414,800	540,800
	8	219,000	277,300	368,500	416,200	548,800
	9	221,200	278,800	370,500	417,700	556,600
	10	223,300	280,800	372,100	419,200	563,800
	11	225,300	282,800	373,700	420,600	569,200
	12	227,300	284,700	375,300	422,000	573,700
	13	229,400	286,800	376,900	423,200	576,800
	14	231,300	289,000	378,000	424,700	578,800
	15	233,200	291,200	379,100	426,300	
	16	235,000	293,400	380,100	427,800	
	17	236,700	295,700	381,400	429,300	
	18	238,500	298,000	382,600	430,900	
	19	240,400	300,400	383,800	432,500	
	20	242,200	302,800	385,000	434,200	
	21	244,100	305,200	386,200	435,500	
	22	245,900	307,400	387,400	436,900	
	23	247,600	309,500	388,600	438,300	
	24	249,400	311,600	389,600	439,600	
	25	251,100	313,800	390,700	440,900	
	26	253,200	315,700	391,700	442,200	
	27	255,100	317,600	392,600	443,700	
	28	257,000	319,500	393,600	445,300	
	29	259,000	321,400	394,500	446,500	
	30	260,200	323,000	395,200	447,700	
	31	261,300	324,600	396,000	449,300	
	32	262,400	326,100	396,700	450,800	
	33	263,800	327,600	397,300	452,100	
	34	265,100	329,100	398,100	453,500	
	35	266,500	330,600	398,800	455,000	
	36	268,000	332,100	399,600	456,400	
	37	269,400	333,600	400,300	457,800	
	38	270,900	334,600	401,000	459,200	
	39	272,400	335,500	401,800	460,600	
	40	274,000	336,300	402,500	462,000	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	275,400	337,000	403,300	463,100
	42	276,800	337,500	404,400	464,500
	43	278,200	338,000	405,600	465,900
	44	279,600	338,400	406,800	467,200
	45	281,100	338,800	407,600	468,000
	46	282,400	339,300	408,600	468,800
	47	283,700	339,800	409,400	469,700
	48	284,900	340,200	410,100	470,600
	49	286,200	340,600	410,800	471,400
	50	287,300	341,000	411,500	472,200
	51	288,400	341,400	412,100	472,900
	52	289,500	342,000	412,700	473,700
	53	290,500	342,400	413,300	474,100
	54	291,600	342,800	414,000	474,700
	55	292,600	343,200	414,800	475,200
	56	293,600	343,600	415,600	475,700
	57	294,600	344,000	416,200	476,200
	58	295,400	344,300	417,100	
	59	295,900	344,700	417,800	
	60	296,500	345,100	418,500	
	61	297,100	345,500	419,100	
	62	297,700	346,000	419,800	
	63	298,300	346,600	420,400	
	64	298,900	347,100	421,100	
	65	299,500	347,500	421,800	
	66	300,000	348,100	422,400	
	67	300,600	348,600	423,000	
	68	301,100	349,200	423,700	
	69	301,700	349,700	424,400	
	70	302,400	350,200	424,900	
	71	303,000	350,600	425,500	
	72	303,600	351,300	426,200	
	73	304,400	351,800	426,700	
	74	305,000	352,300	427,300	
	75	305,600	352,900	427,900	
	76	306,300	353,600	428,400	
	77	307,000	354,200	428,900	
	78	307,700	354,600	429,400	
	79	308,400	355,300	429,900	
	80	308,900	356,000	430,600	
	81	309,500	356,600	431,000	
	82	310,200	357,300		
	83	310,900	357,900		
	84	311,500	358,500		
	85	312,000	359,000		
	86	312,700	359,500		
	87	313,400	359,900		
	88	314,100	360,200		
	89	314,600	360,600		
	90	315,200	361,100		
	91	315,900	361,400		
	92	316,500	361,800		
	93	317,100	362,100		
	94	317,600	362,400		
	95	318,200	362,800		
	96	318,700	363,200		

	97	319,000	363,700			
	98	319,400	364,200			
	99	319,800	364,700			
	100	320,300	365,200			
	101	320,700	365,700			
	102	321,000	366,200			
	103	321,300	366,600			
	104	321,600	367,100			
	105	322,000	367,500			
	106	322,300	367,900			
	107	322,700	368,400			
	108	323,100	368,800			
	109	323,300	369,300			
	110	323,700	369,800			
	111	324,000	370,200			
	112	324,200	370,600			
	113	324,500	371,100			
	114	324,800	371,500			
	115	325,100	371,900			
	116	325,400	372,300			
	117	325,600	372,800			
	118	325,900	373,200			
	119	326,100	373,600			
	120	326,400	374,000			
	121	326,700	374,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		252,900	299,800	328,100	375,700	440,600

備考 1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、試験場、研究所等で知事の指定するものに勤務する職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、刑事部科学捜査研究所に勤務する職員で公安委員会が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	320,700	434,700	492,200	590,300
	2	323,200	437,500	494,200	596,500
	3	325,500	440,200	496,100	601,600
	4	327,700	442,800	498,000	606,400
	5	329,900	445,400	499,500	610,700
	6	333,500	447,600	501,300	615,100
	7	337,000	449,600	503,100	618,500
	8	340,500	451,700	504,900	621,400
	9	344,200	453,800	506,700	624,000
	10	347,700	455,500	508,400	626,300
	11	351,300	457,100	510,300	
	12	354,800	458,700	512,100	
	13	358,300	460,300	513,900	
	14	361,900	461,800	515,600	
	15	365,400	463,400	517,400	
	16	368,900	464,800	519,200	
	17	372,400	466,200	521,100	
	18	375,600	467,700	523,000	
	19	378,900	469,200	524,900	
	20	382,200	470,600	526,800	
	21	385,500	471,900	528,700	
	22	388,900	473,500	530,500	
	23	392,100	474,900	532,300	
	24	395,200	476,300	534,100	
	25	398,500	477,700	535,700	
	26	400,900	479,100	537,500	
	27	403,300	480,400	539,400	
	28	405,500	481,700	540,900	
	29	407,600	483,200	542,300	
	30	409,300	484,500	544,000	
	31	411,000	485,900	545,800	
	32	412,800	487,300	547,600	
	33	414,600	488,600	549,100	
	34	416,400	489,900	550,400	
	35	418,100	491,200	551,700	
	36	419,600	492,700	553,000	
	37	421,100	494,100	554,000	
	38	422,500	495,700	555,300	
	39	423,900	497,300	556,600	
	40	425,300	498,800	558,000	

	41	426,900	500,400	559,000	
	42	427,700	501,700	559,800	
	43	428,400	502,700	560,600	
	44	429,100	503,700	561,400	
	45	429,900	504,500	562,300	
	46	430,500	505,400	563,100	
	47	431,100	506,300	563,900	
	48	431,600	507,100	564,600	
	49	432,100	507,800	565,400	
	50	432,500	508,500	566,300	
	51	433,000	509,200	567,000	
	52	433,400	509,800	567,900	
	53	433,800	510,500	568,800	
	54	434,100	511,200	569,600	
	55	434,400	511,800	570,500	
	56	434,800	512,400	571,400	
	57	435,100	512,700	572,200	
	58	435,500	513,300	573,000	
	59	435,800	513,900	573,800	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	60	436,100	514,600	574,500	
	61	436,500	515,000	575,300	
	62	436,800	515,600	576,300	
	63	437,100	516,300	577,200	
	64	437,400	517,000	578,100	
	65	437,700	517,400	578,900	
	66		518,000	579,800	
	67		518,600	580,700	
	68		519,100	581,600	
	69		519,700	582,400	
	70		520,200	583,300	
	71		520,700	584,200	
	72		521,200	585,200	
	73		521,600	586,000	
	74		522,100		
	75		522,500		
	76		522,900		
	77		523,400		
	78		524,000		
	79		524,500		
	80		524,900		
	81		525,400		
	82		526,000		
	83		526,600		
	84		527,100		
	85		527,600		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		343,200	390,400	451,300	533,900

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	212,800	252,300	287,600	307,000	341,200	389,200	445,400
	2	215,000	253,600	288,400	307,800	342,800	390,900	447,400
	3	217,100	254,900	289,100	308,500	344,300	392,500	449,400
	4	219,200	256,200	289,900	309,200	345,700	394,100	451,300
	5	221,300	257,500	290,700	310,000	347,200	395,600	453,100
	6	223,300	258,600	291,500	310,700	348,800	397,200	454,900
	7	225,300	259,600	292,300	311,400	350,400	398,900	456,500
	8	227,200	260,500	293,000	312,100	352,000	400,500	458,000
	9	229,000	261,600	293,700	312,900	353,500	402,100	459,500
	10	231,000	262,700	294,500	313,700	355,100	404,100	460,800
	11	232,900	263,800	295,400	314,500	356,700	406,100	462,100
	12	235,000	265,000	296,200	315,100	358,200	408,200	463,500
	13	236,700	266,200	297,000	315,700	359,700	409,600	464,800
	14	238,800	267,500	297,800	316,800	361,400	411,300	466,000
	15	241,000	268,700	298,500	318,000	363,000	413,000	467,200
	16	243,100	269,800	299,300	319,300	364,600	414,700	468,300
	17	245,200	270,800	300,100	320,500	366,100	416,400	469,500
	18	246,300	271,800	301,000	321,700	367,600	418,000	470,600
	19	247,300	272,900	301,800	322,800	369,200	419,500	471,800
	20	248,400	273,900	302,500	324,100	370,800	421,000	473,100
	21	249,500	275,000	303,300	325,400	372,100	422,300	474,200
	22	250,300	275,900	304,300	326,600	373,600	423,600	475,000
	23	251,200	276,800	305,200	327,800	375,100	424,900	475,400
	24	252,000	277,600	305,900	329,000	376,500	426,100	476,100
	25	252,900	278,400	306,600	330,200	377,900	427,200	476,600
	26	253,800	279,200	307,500	331,400	379,500	428,300	477,000
	27	254,700	280,000	308,400	332,700	381,000	429,400	477,400
	28	255,600	280,800	309,200	333,900	382,400	430,500	477,800
	29	256,400	281,500	310,000	335,200	383,800	431,300	478,200
	30	257,200	282,300	311,000	336,400	385,400	432,100	478,600
	31	258,000	283,100	312,000	337,700	386,800	432,800	478,900
	32	258,800	283,900	313,000	338,900	388,300	433,600	479,200
	33	259,500	284,700	314,100	340,100	389,600	434,000	479,500
	34	260,100	285,600	315,200	341,200	390,700	434,600	479,800
	35	260,700	286,200	316,300	342,500	391,900	435,100	480,100
	36	261,400	287,000	317,200	343,700	393,000	435,600	480,400
	37	262,100	287,900	318,200	345,000	394,000	436,000	480,700
	38	262,700	288,700	319,300	346,200	394,800	436,200	
	39	263,300	289,500	320,400	347,400	395,700	436,500	
	40	263,800	290,200	321,400	348,500	396,800	436,800	

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	264,300	290,900	322,400	349,400	397,900	437,100
	42	264,900	291,700	323,700	350,600	398,900	437,400
	43	265,500	292,500	324,900	351,800	399,900	437,700
	44	266,000	293,200	326,000	352,900	400,800	438,000
	45	266,400	293,900	327,000	353,800	401,600	438,200
	46	267,100	294,700	328,100	354,700	402,400	438,500
	47	267,500	295,600	329,200	355,700	403,300	438,800
	48	267,900	296,300	330,300	356,600	404,100	439,100
	49	268,300	297,000	331,400	357,500	404,600	439,300
	50	268,800	297,800	332,500	358,400	405,400	439,500
	51	269,300	298,400	333,500	359,400	406,200	439,800
	52	269,800	299,100	334,600	360,400	407,000	440,100
	53	270,100	299,800	335,600	360,900	407,500	440,300
	54	270,400	300,500	336,500	361,800	408,200	
	55	270,700	301,200	337,400	362,500	408,900	
	56	271,000	301,800	338,400	363,400	409,500	
	57	271,300	302,500	339,300	364,100	409,900	
	58	271,600	303,300	340,100	364,400	410,400	
	59	271,900	304,000	341,100	364,800	411,000	
	60	272,200	304,700	342,100	365,400	411,600	
	61	272,500	305,200	343,000	366,000	412,000	
	62	272,800	305,900	343,700	366,700	412,500	
	63	273,100	306,600	344,400	367,400	413,000	
	64	273,400	307,200	345,000	368,000	413,500	
	65	273,700	307,700	345,600	368,700	414,100	
	66	274,000	308,300	346,300	369,200	414,600	
	67	274,300	309,000	346,900	369,900	415,200	
	68	274,600	309,700	347,500	370,500	415,800	
	69	274,900	310,300	348,100	370,800	416,300	
	70	275,200	310,800	348,300	371,300	416,900	
	71	275,500	311,400	348,700	371,700	417,300	
	72	275,700	311,900	349,200	372,200	417,700	
	73	275,900	312,500	349,800	372,700	418,000	
	74	276,300	312,900	350,300	373,200	418,500	
	75	276,600	313,200	350,800	373,700	418,900	
	76	276,800	313,600	351,300	374,100	419,300	
	77	277,000	313,900	351,900	374,400	419,700	
	78	277,300	314,200	352,400	374,700		
	79	277,600	314,400	352,800	374,900		
	80	277,800	314,700	353,300	375,200		
	81	278,000	315,000	353,800	375,700		
	82	278,300	315,200	354,100	376,000		
	83	278,600	315,500	354,300	376,300		
	84	278,800	315,800	354,600	376,600		
	85	279,000	316,000	355,000	377,000		
	86		316,200	355,400	377,300		
	87		316,400	355,700	377,600		
	88		316,600	356,000	377,900		
	89		317,000	356,300	378,300		
	90		317,200	356,500	378,600		
	91		317,400	356,900	378,800		
	92		317,600	357,200	379,200		
	93		318,000	357,400	379,500		
	94		318,200	357,700	379,900		
	95		318,400	358,000	380,300		
	96		318,700	358,200	380,700		

	97		319,000	358,400	381,200			
	98		319,200	358,700	381,600			
	99		319,400	359,000	382,000			
	100		319,700	359,200	382,400			
	101		320,000	359,400	382,900			
	102		320,200	359,600				
	103		320,400	360,000				
	104		320,700	360,200				
	105		321,000	360,500				
	106			360,800				
	107			361,200				
	108			361,600				
	109			361,800				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		222,300	250,400	282,200	297,600	326,600	372,700	419,200

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は共同調理場に勤務する学校栄養職員に適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	235,000	268,600	308,000	321,600	346,000	390,400
	2	236,900	270,700	308,500	322,100	347,000	392,200
	3	238,800	272,900	309,000	322,600	348,000	393,900
	4	240,500	275,100	309,500	323,200	349,000	395,700
	5	242,200	277,400	309,900	323,700	350,100	397,600
	6	244,100	278,400	310,400	324,200	351,400	399,700
	7	246,000	279,200	310,900	324,800	352,600	401,800
	8	247,700	280,100	311,300	325,200	353,800	403,900
	9	249,500	280,900	311,700	325,700	354,800	405,600
	10	251,400	282,000	312,200	326,200	356,000	407,800
	11	253,300	283,100	312,700	326,800	357,200	409,900
	12	255,200	284,000	313,200	327,300	358,300	411,900
	13	257,000	284,800	313,700	327,700	359,400	413,800
	14	259,100	285,600	314,200	328,300	360,600	415,400
	15	261,100	286,300	314,600	329,000	361,800	417,300
	16	263,100	287,100	315,100	329,600	362,900	419,100
	17	265,100	288,200	315,600	330,300	364,000	420,800
	18	267,200	289,100	316,000	331,200	365,100	422,500
	19	269,300	290,000	316,500	332,100	366,200	424,500
	20	271,300	290,900	316,900	333,100	367,300	426,300
	21	273,200	291,900	317,400	333,900	368,400	428,000
	22	274,400	292,900	317,800	334,900	369,600	429,700
	23	275,500	293,800	318,300	335,800	370,800	431,500
	24	276,600	294,900	318,700	336,600	371,900	433,300
	25	277,700	295,700	319,200	337,400	372,900	434,900
	26	278,500	296,600	319,800	338,300	374,200	436,700
	27	279,300	297,500	320,500	339,200	375,500	438,500
	28	280,100	298,400	321,200	340,100	376,800	440,300
	29	280,900	299,400	321,900	340,900	378,000	441,800
	30	281,600	300,100	322,600	342,100	379,600	443,300
	31	282,300	300,800	323,400	343,200	381,100	444,900
	32	282,900	301,500	324,200	344,300	382,600	446,200
	33	283,600	302,100	325,000	345,500	383,800	447,400
	34	284,200	302,700	325,800	346,500	385,300	448,500
	35	284,800	303,200	326,500	347,600	386,700	449,700
	36	285,300	303,600	327,200	348,700	388,100	450,900
	37	285,900	304,000	328,000	349,800	389,600	452,200
	38	286,600	304,700	328,800	350,900	390,600	453,300
	39	287,300	305,200	329,600	352,100	392,000	454,600
	40	288,000	305,600	330,400	353,200	393,300	455,800

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	288,700	306,000	331,100	354,000	394,600	457,000
	42	289,300	306,500	332,000	355,100	396,000	458,000
	43	290,000	306,900	333,100	356,200	397,300	459,100
	44	290,600	307,400	334,000	357,200	398,700	460,200
	45	291,400	307,900	334,900	358,100	400,200	461,200
	46	292,100	308,300	335,900	359,000	401,400	461,700
	47	292,800	308,800	336,900	360,000	402,500	462,200
	48	293,400	309,200	337,800	361,100	403,700	462,600
	49	293,900	309,700	338,700	362,300	404,800	463,200
	50	294,400	310,100	339,600	363,600	405,700	463,800
	51	294,900	310,600	340,600	364,800	406,700	464,200
	52	295,300	311,100	341,700	366,000	407,700	464,700
	53	295,600	311,500	342,500	366,900	408,300	465,200
	54	296,100	311,900	343,400	368,100	409,100	465,600
	55	296,500	312,400	344,400	369,200	409,900	465,900
	56	296,900	312,800	345,300	370,600	410,700	466,200
	57	297,300	313,300	346,200	371,600	411,400	466,600
	58	297,700	314,100	347,100	372,500	412,100	
	59	298,000	314,800	348,100	373,600	412,800	
	60	298,300	315,500	349,000	374,800	413,400	
	61	298,700	316,200	349,900	375,900	414,000	
	62	299,100	317,100	351,100	377,100	414,600	
	63	299,500	318,000	352,300	378,300	415,300	
	64	299,800	318,700	353,500	379,400	415,900	
	65	300,100	319,400	354,200	380,400	416,700	
	66	300,500	320,300	355,300	381,400	417,200	
	67	300,900	321,100	356,400	382,500	417,800	
	68	301,200	321,900	357,300	383,600	418,300	
	69	301,600	322,600	358,400	384,400	418,700	
	70	302,100	323,600	359,100	385,500	419,300	
	71	302,500	324,500	360,200	386,600	419,700	
	72	302,800	325,300	361,400	387,600	420,000	
	73	303,200	326,200	362,500	388,300	420,300	
	74	303,700	327,000	363,700	389,200	420,800	
	75	304,300	327,900	364,800	390,000	421,200	
	76	304,800	328,800	365,900	390,700	421,500	
	77	305,300	329,600	367,000	391,300	421,800	
	78	305,800	330,500	368,100	391,800	422,300	
	79	306,400	331,400	369,100	392,300	422,800	
	80	306,800	332,200	370,300	392,800	423,200	
	81	307,300	332,800	371,200	393,400	423,500	
	82	307,700	333,500	372,200	393,900	423,900	
	83	308,200	334,300	373,100	394,400	424,400	
	84	308,700	335,100	374,100	394,900	424,800	
	85	309,100	335,900	375,000	395,300	425,200	
	86	309,500	336,700	375,800	395,700		
	87	310,000	337,700	376,600	396,300		
	88	310,500	338,700	377,400	396,800		
	89	310,900	339,600	378,000	397,100		
	90	311,400	340,600	378,600	397,600		
	91	311,900	341,700	379,300	398,000		
	92	312,400	342,700	379,900	398,300		
	93	312,900	343,500	380,300	398,900		
	94	313,200	344,200	380,700	399,400		
	95	313,800	344,900	381,200	399,900		
	96	314,300	345,500	381,600	400,400		

97	314, 800	345, 900	382, 100	401, 000
98	315, 300	346, 200	382, 500	401, 500
99	315, 700	346, 700	383, 000	402, 000
100	316, 100	347, 300	383, 400	402, 400
101	316, 500	347, 700	383, 700	403, 000
102	316, 900	348, 200	384, 200	403, 500
103	317, 300	348, 800	384, 500	404, 000
104	317, 600	349, 300	384, 800	404, 500
105	317, 900	349, 700	385, 200	405, 100
106	318, 300	350, 200	385, 700	405, 500
107	318, 700	350, 700	386, 200	406, 000
108	319, 000	351, 300	386, 700	406, 500
109	319, 200	351, 700	387, 200	407, 200
110	319, 500	352, 000	387, 700	
111	319, 700	352, 300	388, 200	
112	320, 000	352, 600	388, 700	
113	320, 300	352, 900	389, 100	
114	320, 500	353, 300	389, 500	
115	320, 800	353, 600	390, 000	
116	321, 000	353, 900	390, 500	
117	321, 300	354, 100	390, 900	
118	321, 500	354, 400	391, 400	
119	321, 800	354, 700	391, 900	
120	322, 100	354, 900	392, 400	
121	322, 400	355, 100	392, 700	
122	322, 700	355, 400		
123	323, 100	355, 700		
124	323, 400	356, 000		
125	323, 600	356, 200		
126	323, 800	356, 500		
127	324, 100	356, 800		
128	324, 500	357, 000		
129	324, 700	357, 200		
130	325, 000	357, 400		
131	325, 300	357, 700		
132	325, 700	357, 900		
133	325, 900	358, 200		
134	326, 200	358, 600		
135	326, 500	359, 000		
136	326, 800	359, 400		
137	327, 000	359, 700		
138	327, 300	360, 100		
139	327, 600	360, 600		
140	327, 900	361, 000		
141	328, 100	361, 300		
142	328, 400	361, 700		
143	328, 800	362, 000		
144	329, 100	362, 400		
145	329, 300	362, 700		
146	329, 500	363, 100		
147	329, 800	363, 500		
148	330, 100	363, 900		

	149	330,300	364,200				
	150	330,500	364,600				
	151	330,800	365,000				
	152	331,100	365,400				
	153	331,500	365,700				
	154	331,700					
	155	331,900					
	156	332,200					
	157	332,600					
	158	332,900					
	159	333,200					
	160	333,500					
	161	333,900					
	162	334,200					
	163	334,500					
	164	334,800					
	165	335,200					
	166	335,500					
	167	335,800					
	168	336,100					
	169	336,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		273,300	295,800	304,100	316,000	334,600	376,300

- 備考 1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。
- 2 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、警務部厚生課に勤務する保健師に適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	234,500	246,700	306,200	348,900	397,400	442,600
	2	236,200	250,200	307,900	350,000	399,200	444,800
	3	237,900	253,600	309,600	351,300	400,900	446,900
	4	239,600	256,900	311,300	352,300	402,500	449,000
	5	241,100	260,300	313,000	353,300	404,100	451,000
	6	243,900	263,500	314,600	354,700	405,800	452,500
	7	246,700	266,800	316,000	356,300	407,600	454,100
	8	249,400	269,900	317,500	357,900	409,200	455,400
	9	252,100	273,000	319,000	359,800	410,800	456,700
	10	254,400	275,900	320,300	361,500	412,300	458,000
	11	256,500	278,900	321,500	363,100	413,800	459,200
	12	258,700	281,800	322,800	364,700	415,300	460,400
	13	260,700	284,600	324,200	366,400	416,900	461,600
	14	262,500	287,600	325,500	368,000	418,400	462,700
	15	264,300	290,500	326,700	369,600	419,800	463,900
	16	265,900	293,100	328,000	371,300	421,200	464,900
	17	267,500	295,800	329,200	372,800	422,800	465,900
	18	269,000	297,100	330,300	373,700	424,300	466,900
	19	270,600	298,400	331,500	374,500	426,000	468,000
	20	272,000	299,800	332,700	375,200	427,600	469,100
	21	273,400	301,100	334,000	376,000	429,100	469,900
	22	274,700	302,100	334,800	376,700	430,600	470,700
	23	275,800	303,100	335,500	377,500	432,100	471,600
	24	277,000	304,100	336,200	378,200	433,500	472,400
	25	278,100	305,200	336,900	379,100	434,800	473,200
	26	279,100	305,800	337,600	379,800	436,200	474,100
	27	280,100	306,200	338,200	380,600	437,500	474,900
	28	281,000	306,600	338,800	381,400	438,700	475,500
	29	282,000	307,000	339,500	382,100	439,900	475,900
	30	282,900	307,400	340,000	382,800	440,800	476,400
	31	283,800	307,700	340,600	383,500	441,800	477,000
	32	284,600	308,000	341,200	384,200	442,700	477,400
	33	285,300	308,300	341,900	384,900	443,200	477,700
	34	286,100	308,600	342,500	385,500	444,000	478,000
	35	286,600	308,900	342,900	386,200	444,900	478,400
	36	287,100	309,200	343,400	386,900	445,700	478,800
	37	287,700	309,500	343,900	387,700	446,500	479,100
	38	288,200	309,800	344,400	388,300	447,400	479,600
	39	288,600	310,100	344,900	389,000	448,200	480,200
	40	289,000	310,400	345,200	389,700	449,000	480,800

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	289,400	310,700	345,500	390,500	449,800	481,400
	42	289,800	310,900	345,800	391,200	450,600	482,200
	43	290,200	311,200	346,100	391,900	451,200	482,800
	44	290,600	311,500	346,400	392,500	451,600	483,400
	45	291,100	311,800	346,700	393,200	451,800	483,700
	46	291,700	312,000	347,000	394,000	452,100	484,300
	47	292,300	312,300	347,300	394,800	452,400	484,900
	48	292,900	312,600	347,600	395,500	452,700	485,500
	49	293,400	312,900	347,900	396,300	453,000	485,900
	50	294,000	313,200	348,200	397,200	453,200	486,200
	51	294,600	313,600	348,500	397,900	453,500	486,500
	52	295,200	313,800	348,800	398,500	454,000	486,700
	53	295,700	314,000	349,100	399,000	454,300	486,900
	54	296,200	314,300	349,400	399,700	454,800	487,100
	55	296,700	314,600	349,700	400,400	455,300	487,400
	56	297,200	314,800	349,900	401,000	455,800	487,700
	57	297,700	315,000	350,100	401,300	456,400	487,900
	58	298,200	315,300	350,400	401,600	457,000	488,200
	59	298,700	315,600	350,700	401,900	457,500	488,500
	60	299,100	315,800	350,900	402,200	458,000	488,700
	61	299,500	316,000	351,200	402,400	458,600	488,900
	62	299,800	316,300	351,500	402,700	459,100	
	63	300,100	316,600	351,800	403,000	459,600	
	64	300,300	316,800	352,000	403,300	460,100	
	65	300,500	317,000	352,200	403,500	460,600	
	66	300,800	317,200	352,500	403,700	461,200	
	67	301,100	317,400	352,800	404,000	461,700	
	68	301,300	317,700	353,000	404,300	462,300	
	69	301,500	318,000	353,200	404,600	462,800	
	70	301,800			404,800	463,400	
	71	302,000			405,100	464,000	
	72	302,200			405,400	464,600	
	73	302,500			405,700	464,900	
	74				406,100	465,500	
	75				406,500	466,100	
	76				406,900	466,600	
	77				407,400	467,000	
	78				407,800	467,500	
	79				408,300	468,200	
	80				408,800	468,900	
	81				409,200	469,100	
	82				409,600		
	83				410,000		
	84				410,400		
	85				410,900		
	86				411,400		
	87				411,900		
	88				412,400		
	89				412,700		
	90				413,100		
	91				413,400		
	92				413,800		
	93				414,300		
	94				414,600		
	95				415,100		
	96				415,500		

	97				416,100		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		250,200	257,200	290,500	323,900	370,500	402,100

- 備考 1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、知事が指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。
- 2 この表は、学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、高等学校の実習船に乗り組む学校職員に適用する。
- 3 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、警察本部長が指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長及び機関士に適用する。

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	290,100	370,700	427,100	497,400
	2	292,300	372,300	428,700	506,300
	3	294,400	374,000	430,000	515,000
	4	296,400	375,600	431,200	523,500
	5	298,200	377,100	432,400	532,000
	6	299,800	378,800	433,500	540,100
	7	301,300	380,500	434,600	547,700
	8	302,800	382,000	435,700	554,900
	9	304,700	383,500	436,800	561,900
	10	306,600	385,500	437,800	567,900
	11	308,400	387,500	438,900	572,500
	12	310,300	389,500	440,000	576,000
	13	312,300	391,400	441,000	579,400
	14	314,400	393,000	442,100	582,500
	15	316,400	394,700	443,200	585,500
	16	318,400	396,200	444,200	588,000
	17	320,400	397,600	445,300	590,100
	18	323,000	399,200	446,400	
	19	325,700	400,400	447,500	
	20	328,400	401,700	448,600	
	21	331,000	403,000	449,600	
	22	333,600	404,300	450,600	
	23	336,100	405,600	451,700	
	24	338,300	406,800	452,700	
	25	340,600	408,200	453,600	
	26	342,700	409,500	454,800	
	27	344,700	410,800	455,800	
	28	346,700	412,200	456,800	
	29	348,700	413,400	457,600	
	30	350,700	414,700	458,700	
	31	352,700	416,000	459,700	
	32	354,600	417,400	460,700	
	33	356,400	418,600	461,700	
	34	358,400	419,800	462,900	
	35	360,500	421,000	464,100	
	36	362,400	422,100	465,200	
	37	364,100	423,100	465,900	
	38	365,400	424,300	466,800	
	39	366,500	425,400	467,600	
	40	367,500	426,500	468,300	

	41	368,000	427,500	469,000
	42	368,400	428,700	469,900
	43	368,800	429,800	470,700
	44	369,100	430,900	471,400
	45	369,600	431,700	472,100
	46	370,200	432,700	473,100
	47	370,700	433,700	474,000
	48	371,000	434,600	474,900
	49	371,300	435,900	475,800
	50	371,700	437,200	476,700
	51	372,000	438,500	477,700
	52	372,300	439,700	478,600
	53	372,700	440,500	479,600
	54	373,000	441,500	480,600
	55	373,400	442,500	481,500
	56	373,700	443,400	482,600
	57	374,100	444,100	483,500
	58	374,500	444,900	484,400
	59	374,800	445,700	485,300
定年	60	375,200	446,400	486,300
前再	61	375,500	447,100	487,100
任用	62	375,800	447,900	487,500
短時	63	376,200	448,700	488,100
間勤	64	376,500	449,300	488,700
務職	65	376,800	449,900	489,300
員以	66	377,200	450,200	490,000
外の	67	377,500	450,500	490,300
職員	68	377,900	450,800	490,900
	69	378,300	451,100	491,300
	70	378,600	451,400	491,700
	71	378,900	451,600	492,000
	72	379,400	451,900	492,300
	73	379,700	452,100	492,600
	74	380,000	452,300	
	75	380,300	452,600	
	76	380,600	452,900	
	77	380,900	453,100	
	78	381,300	453,300	
	79	381,700	453,600	
	80	382,200	454,000	
	81	382,600	454,200	
	82	383,100	454,400	
	83	383,600	454,700	
	84	384,200	455,000	
	85	384,800	455,200	
	86	385,400	455,500	
	87	386,000	455,800	
	88	386,600	456,000	
	89	387,000	456,200	
	90	387,400	456,500	
	91	387,700	456,800	
	92	388,100	457,000	
	93	388,600	457,200	
	94	389,000		
	95	389,400		
	96	389,800		

	97	390,400			
	98	390,900			
	99	391,300			
	100	391,800			
	101	392,200			
	102	392,700			
	103	393,000			
	104	393,300			
	105	393,800			
	106	394,200			
	107	394,700			
	108	395,200			
	109	395,600			
	110	396,100			
	111	396,500			
	112	396,900			
	113	397,300			
	114	397,700			
	115	398,200			
	116	398,600			
	117	399,000			
	118	399,400			
	119	399,800			
	120	400,200			
	121	400,500			
	122	400,900			
	123	401,300			
	124	401,600			
	125	402,000			
	126	402,500			
	127	403,000			
	128	403,400			
	129	403,800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		327,400	339,300	364,000	458,300

備考 この表は、県立短期大学に勤務する教育職員に適用する。

イ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	225,400	273,300	407,400	484,400
	2	227,800	274,700	408,900	486,200
	3	230,300	276,200	410,400	488,000
	4	232,600	277,600	411,900	489,800
	5	234,800	279,000	413,400	491,600
	6	237,200	280,200	414,800	493,300
	7	239,500	281,400	416,300	495,200
	8	241,700	282,600	417,800	497,000
	9	243,900	283,900	419,100	498,700
	10	246,100	285,000	420,500	500,300
	11	248,400	286,200	422,000	502,100
	12	250,700	287,400	423,500	503,600
	13	252,900	288,700	424,800	505,100
	14	255,000	290,400	426,400	506,400
	15	257,100	292,100	427,900	507,800
	16	259,300	293,800	429,400	509,100
	17	261,400	295,600	430,800	510,400
	18	263,200	297,600	432,400	511,000
	19	264,900	299,800	434,000	511,600
	20	266,600	302,100	435,600	512,300
	21	268,400	304,400	436,800	512,900
	22	269,700	306,600	438,200	
	23	271,000	308,900	439,600	
	24	272,200	311,100	440,900	
	25	273,400	313,200	442,500	
	26	274,600	315,200	443,900	
	27	275,800	317,100	445,300	
	28	277,100	318,900	446,700	
	29	278,200	320,800	448,100	
	30	279,200	322,700	449,400	
	31	280,300	324,600	450,900	
	32	281,300	326,300	452,400	
	33	282,400	328,000	454,100	
	34	283,500	329,800	455,500	
	35	284,700	331,500	457,100	
	36	286,100	333,300	458,600	
	37	287,300	335,000	460,300	
	38	288,400	336,800	461,800	
	39	289,600	338,600	463,500	
	40	290,700	340,300	465,100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	292,000	341,800	466,600
	42	293,000	343,700	468,100
	43	294,000	345,500	469,300
	44	295,000	347,200	470,500
	45	295,600	349,000	471,700
	46	296,400	350,900	473,100
	47	297,200	352,700	474,300
	48	298,000	354,500	475,500
	49	298,700	356,300	476,600
	50	299,500	358,100	477,800
	51	300,200	359,800	479,000
	52	301,000	361,600	480,200
	53	301,800	363,300	481,400
	54	302,600	364,700	482,700
	55	303,300	366,100	483,900
	56	304,100	367,600	485,100
	57	304,900	369,200	486,200
	58	305,500	370,900	486,800
	59	306,300	372,400	487,300
	60	307,100	374,000	487,800
	61	307,800	375,600	488,300
	62	308,400	377,200	
	63	309,200	378,800	
	64	309,800	380,400	
	65	310,800	382,000	
	66	311,600	383,600	
	67	312,300	385,200	
	68	313,000	386,700	
	69	313,800	388,200	
	70	314,500	389,900	
	71	315,200	391,300	
	72	315,900	392,800	
	73	316,600	394,300	
	74	317,300	395,900	
	75	318,000	397,500	
	76	318,600	399,100	
	77	319,200	400,500	
	78	319,900	401,900	
	79	320,600	403,300	
	80	321,200	404,600	
	81	321,800	405,900	
	82	322,400	407,400	
	83	323,200	408,700	
	84	323,900	410,000	
	85	324,600	411,100	
	86	325,400	412,500	
	87	326,100	413,800	
	88	326,700	415,100	
	89	327,400	416,300	
	90	328,200	417,700	
	91	328,900	418,800	
	92	329,700	420,000	
	93	330,200	421,200	
	94	330,900	422,300	
	95	331,600	423,500	
	96	332,400	424,700	

97	333, 000	426, 200
98	333, 600	427, 200
99	334, 400	428, 200
100	335, 100	429, 200
101	335, 900	430, 100
102	336, 700	431, 100
103	337, 600	432, 200
104	338, 400	433, 300
105	339, 000	434, 000
106	339, 800	434, 900
107	340, 600	435, 900
108	341, 400	436, 800
109	342, 100	437, 600
110	342, 500	438, 400
111	342, 800	439, 200
112	343, 300	440, 000
113	343, 800	440, 600
114	344, 200	441, 300
115	344, 600	442, 000
116	345, 000	442, 700
117	345, 500	443, 300
118	346, 000	443, 800
119	346, 400	444, 100
120	346, 900	444, 400
121	347, 400	444, 800
122	347, 800	445, 100
123	348, 200	445, 400
124	348, 700	445, 600
125	349, 200	445, 800
126	349, 500	446, 100
127	349, 800	446, 400
128	350, 100	446, 600
129	350, 300	446, 800
130	350, 600	447, 100
131	350, 900	447, 400
132	351, 200	447, 600
133	351, 400	447, 800
134	351, 600	448, 100
135	351, 800	448, 400
136	352, 100	448, 600
137	352, 400	448, 800
138	352, 600	449, 100
139	352, 900	449, 400
140	353, 200	449, 600
141	353, 400	449, 800
142	353, 600	450, 100
143	353, 900	450, 400
144	354, 100	450, 600
145	354, 400	450, 800
146	354, 600	
147	354, 900	
148	355, 200	

	149	355,400			
	150	355,600			
	151	355,900			
	152	356,200			
	153	356,400			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		271,100	316,500	380,700	476,700

- 備考 1 この表は、高等学校、特別支援学校又は専修学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が4級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	225,400	247,100	378,500	466,800
	2	227,800	249,600	380,100	468,100
	3	230,300	252,000	381,700	469,300
	4	232,600	254,500	383,200	470,600
	5	234,800	257,000	384,600	471,700
	6	237,200	259,500	386,000	472,900
	7	239,500	261,900	387,300	474,100
	8	241,700	264,400	388,800	475,400
	9	243,900	266,900	390,300	476,700
	10	246,100	268,500	391,600	477,900
	11	248,400	270,100	393,000	479,000
	12	250,700	271,700	394,300	480,100
	13	252,900	273,300	395,700	481,300
	14	255,000	274,700	397,000	482,200
	15	257,100	276,200	398,300	483,000
	16	259,300	277,600	399,500	483,900
	17	261,400	279,000	400,500	484,800
	18	263,200	280,200	401,800	485,200
	19	264,900	281,400	403,100	485,700
	20	266,600	282,600	404,200	486,200
	21	268,400	283,900	405,200	486,700
	22	269,700	285,000	406,400	
	23	271,000	286,200	407,700	
	24	272,200	287,400	408,800	
	25	273,400	288,700	409,800	
	26	274,500	290,400	410,900	
	27	275,600	292,100	412,000	
	28	276,800	293,800	413,100	
	29	278,000	295,600	414,200	
	30	279,100	297,600	415,400	
	31	280,200	299,800	416,600	
	32	281,200	302,100	417,700	
	33	282,300	304,400	418,700	
	34	283,300	306,600	419,800	
	35	284,300	308,900	421,000	
	36	285,400	311,100	422,200	
	37	286,700	313,200	423,300	
	38	287,600	315,200	424,600	
	39	288,600	317,100	425,700	
	40	289,700	318,900	426,900	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	290,900	320,800	428,000
	42	292,000	322,700	429,300
	43	293,100	324,600	430,300
	44	294,200	326,300	431,400
	45	295,200	328,000	432,600
	46	296,000	329,800	433,800
	47	296,800	331,500	435,000
	48	297,600	333,300	436,300
	49	298,200	335,000	437,400
	50	299,000	336,800	438,400
	51	299,700	338,600	439,700
	52	300,400	340,300	440,900
	53	301,200	341,800	442,100
	54	302,000	343,700	443,200
	55	302,600	345,500	444,300
	56	303,300	347,200	445,500
	57	304,000	349,000	446,500
	58	304,900	350,900	447,700
	59	305,700	352,700	448,900
	60	306,300	354,500	450,100
	61	306,900	356,300	450,700
	62	307,600	358,100	451,500
	63	308,300	359,800	452,200
	64	308,800	361,600	452,700
	65	309,500	363,300	453,000
	66	310,200	364,700	453,300
	67	310,800	366,100	453,700
	68	311,400	367,600	454,200
	69	312,100	369,200	454,500
	70	312,800	370,800	454,900
	71	313,400	372,300	455,200
	72	314,200	373,800	455,500
	73	314,700	375,200	455,800
	74	315,400	376,800	456,100
	75	316,100	378,300	456,400
	76	316,600	379,800	456,700
	77	317,200	381,200	456,900
	78	317,900	382,700	457,200
	79	318,500	384,200	457,500
	80	319,100	385,800	457,700
	81	319,600	387,100	457,900
	82	320,200	388,500	
	83	320,800	389,800	
	84	321,400	391,000	
	85	321,800	392,100	
	86	322,200	393,300	
	87	322,700	394,300	
	88	323,300	395,400	
	89	323,700	396,400	
	90	324,100	397,500	
	91	324,500	398,700	
	92	324,900	399,700	
	93	325,200	400,800	
	94	325,600	401,900	
	95	326,000	402,900	
	96	326,300	404,000	

97	326,600	405,000
98	327,000	406,000
99	327,300	406,900
100	327,600	407,900
101	328,000	408,700
102	328,300	409,700
103	328,600	410,500
104	328,900	411,400
105	329,100	412,200
106	329,400	413,100
107	329,700	414,000
108	329,900	414,900
109	330,100	415,700
110	330,300	416,800
111	330,600	417,700
112	330,900	418,600
113	331,100	419,200
114	331,300	420,100
115	331,500	421,000
116	331,800	421,900
117	332,100	422,700
118	332,400	423,400
119	332,700	424,200
120	333,000	425,000
121	333,200	425,600
122	333,400	426,400
123	333,600	427,100
124	333,900	427,700
125	334,200	428,300
126		429,000
127		429,500
128		430,100
129		430,700
130		431,300
131		431,800
132		432,300
133		432,600
134		432,900
135		433,100
136		433,400
137		433,700
138		434,000
139		434,300
140		434,600
141		434,900
142		435,300
143		435,600
144		435,900
145		436,100
146		436,400
147		436,700
148		436,900

	149		437, 100		
	150		437, 400		
	151		437, 700		
	152		437, 900		
	153		438, 100		
	154		438, 400		
	155		438, 700		
	156		438, 900		
	157		439, 100		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		261, 900	313, 300	374, 000	465, 300

- 備考 1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が 3 級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 11, 500 円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が 4 級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 4, 000 円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	238,900	260,400	283,600	323,000	360,000	382,700	414,800	451,900	500,200
	2	241,400	262,600	285,600	324,000	361,600	384,500	416,600	453,500	506,300
	3	243,800	264,800	287,700	324,900	363,000	386,200	418,200	455,100	511,300
	4	246,200	267,100	289,800	325,800	364,500	387,900	419,900	456,600	515,500
	5	248,600	269,300	291,800	326,400	366,000	389,600	421,400	458,100	519,600
	6	251,000	271,300	293,100	327,100	367,500	391,300	423,000	459,700	523,000
	7	253,400	273,300	294,400	327,700	368,900	393,000	424,600	461,100	525,900
	8	255,600	275,100	295,800	328,400	370,400	394,600	426,300	462,500	528,400
	9	257,900	277,000	297,100	329,000	371,800	396,100	427,800	463,700	530,700
	10	260,000	278,700	298,400	329,700	373,400	397,700	429,400	465,100	
	11	262,100	280,400	299,600	330,400	375,100	399,400	431,000	466,600	
	12	264,100	281,800	300,800	331,000	376,700	401,000	432,600	468,100	
	13	266,000	283,200	302,000	331,700	378,100	402,600	434,100	469,400	
	14	268,100	285,000	303,000	332,500	379,800	404,200	436,200	471,100	
	15	270,100	286,400	304,000	333,100	381,400	405,800	438,200	472,800	
	16	271,700	287,800	305,500	333,900	382,900	407,500	440,200	474,400	
	17	273,300	289,200	306,600	334,600	384,500	409,000	441,700	475,800	
	18	274,800	290,400	307,700	335,400	386,100	410,600	443,400	477,500	
	19	276,400	291,600	308,800	336,400	387,700	412,200	445,100	479,200	
	20	277,900	292,700	309,900	337,200	389,300	413,800	446,800	480,800	
	21	279,400	294,000	311,100	338,100	390,800	415,300	448,400	482,300	
	22	280,900	295,200	311,700	339,300	392,400	417,000	449,900	483,000	
	23	282,400	296,400	312,200	340,600	394,000	418,700	451,400	483,700	
	24	283,900	297,500	312,800	342,000	395,600	420,400	452,800	484,400	
	25	285,400	298,800	313,200	343,300	397,000	422,100	454,100	484,800	
	26	286,700	300,100	313,900	344,800	398,800	424,100	455,600	485,300	
	27	287,900	301,300	314,400	346,200	400,500	426,000	457,100	485,900	
	28	289,100	302,500	314,900	347,200	402,000	427,900	458,500	486,500	
	29	290,300	303,400	315,300	348,100	403,600	429,600	460,000	487,100	
	30	291,400	304,500	315,900	349,400	405,200	431,000	461,300	487,800	
	31	292,500	305,600	316,400	350,600	406,800	432,200	462,500	488,300	
	32	293,600	306,600	316,900	351,800	408,500	433,500	463,800	488,800	
	33	295,000	307,800	317,400	352,900	410,200	434,500	464,800	489,300	
	34	296,300	308,400	318,000	354,200	412,200	435,700	465,500	489,600	
	35	297,500	309,000	318,400	355,400	414,200	436,700	466,200	489,900	
	36	298,800	309,600	318,800	356,500	416,200	437,700	466,900	490,300	
	37	299,700	310,000	319,300	357,600	418,000	438,800	467,400	490,600	
	38	300,700	310,600	319,900	358,800	419,700	439,900	467,800	490,800	
	39	301,800	311,200	320,500	360,100	421,200	441,000	468,200	491,100	
	40	302,900	311,700	321,000	361,400	422,700	442,100	468,500	491,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	304,100	312,100	321,600	362,600	423,900	443,300	468,800	491,700
	42	304,800	312,700	322,300	363,800	424,900	444,100	469,100	491,900
	43	305,400	313,300	323,100	365,000	426,000	445,000	469,400	492,100
	44	305,900	313,900	323,700	366,200	427,000	445,600	469,700	492,300
	45	306,300	314,300	324,300	367,400	428,000	446,100	469,900	492,700
	46	306,800	314,800	325,100	368,700	429,100	446,800	470,200	
	47	307,300	315,300	325,900	370,000	430,200	447,500	470,500	
	48	307,800	315,800	326,600	371,200	431,300	448,100	470,700	
	49	308,200	316,300	327,400	372,500	432,600	448,800	471,000	
	50	308,700	316,800	328,400	373,800	433,400	449,200	471,300	
	51	309,200	317,400	329,400	375,000	434,200	449,800	471,600	
	52	309,700	317,900	330,400	376,300	434,800	450,400	471,900	
	53	310,200	318,500	331,500	377,200	435,400	450,800	472,100	
	54	310,800	319,100	332,700	378,500	436,100	451,200	472,400	
	55	311,200	319,800	333,700	379,800	436,700	451,700	472,700	
	56	311,600	320,400	334,700	381,000	437,400	452,200	473,000	
	57	312,100	321,000	335,800	382,100	437,700	452,700	473,200	
	58	312,600	321,800	336,900	383,400	438,400	453,200	473,500	
	59	313,100	322,600	338,000	384,800	439,100	453,600	473,800	
	60	313,600	323,400	339,100	386,200	439,600	454,100	474,000	
	61	314,100	324,200	340,000	387,500	440,000	454,500	474,200	
	62	314,500	325,000	341,200	389,100	440,400	454,800	474,500	
	63	315,000	325,800	342,400	390,600	440,900	455,100	474,800	
	64	315,400	326,700	343,500	392,000	441,400	455,400	475,100	
	65	315,900	327,500	344,500	393,200	441,900	455,600	475,300	
	66	316,400	328,300	345,600	394,600	442,300	455,900	475,600	
	67	316,800	329,100	346,700	395,900	442,800	456,200	475,900	
	68	317,200	329,900	347,900	397,300	443,300	456,400	476,200	
	69	317,700	330,800	349,000	398,500	443,800	456,600	476,400	
	70	318,100	331,700	350,100	399,700	444,300	456,900	476,700	
	71	318,500	332,700	351,400	400,900	445,000	457,200	477,000	
	72	319,000	333,600	352,600	402,100	445,500	457,400	477,300	
	73	319,500	334,300	353,300	403,400	445,900	457,600	477,500	
	74	320,000	335,200	354,600	404,600	446,500	457,900		
	75	320,600	336,100	355,900	405,800	446,900	458,200		
	76	321,000	336,900	357,200	406,900	447,100	458,400		
	77	321,500	337,600	358,400	408,100	447,400	458,600		
	78	322,000	338,500	359,800	409,300	447,900	458,900		
	79	322,600	339,400	361,300	410,400	448,200	459,200		
	80	323,300	340,400	362,700	411,600	448,500	459,400		
	81	323,800	341,300	364,000	412,700	448,800	459,600		
	82	324,400	342,300	365,600	413,300	449,200	459,900		
	83	325,100	343,200	367,100	413,800	449,600	460,200		
	84	325,700	344,200	368,600	414,300	450,000	460,400		
	85	326,300	345,100	370,100	414,900	450,300	460,600		
	86	326,900	346,100	371,600	415,500				
	87	327,600	347,100	373,100	416,100				
	88	328,300	348,100	374,500	416,800				
	89	329,000	349,000	375,800	417,100				
	90	329,600	350,300	377,000	417,600				
	91	330,300	351,600	378,200	418,100				
	92	331,000	352,800	379,600	418,600				
	93	331,500	354,000	380,900	419,000				
	94	332,200	355,300	382,400	419,400				
	95	333,200	356,500	383,900	419,900				
	96	334,000	357,700	385,300	420,400				

	97	334,700	358,900	386,600	420,800					
	98	335,500	360,200	387,800	421,300					
	99	336,300	361,500	389,000	421,800					
	100	337,100	362,700	390,200	422,200					
	101	338,000	364,100	391,300	422,500					
	102	339,000	365,000	392,400	422,900					
	103	340,000	366,000	393,500	423,300					
	104	340,900	367,100	394,600	423,600					
	105	341,800	368,200	395,800	423,900					
	106	342,400	369,300	396,300	424,400					
	107	343,000	370,400	396,900	424,900					
	108	343,600	371,400	397,500	425,400					
	109	344,100	372,600	398,200	425,700					
	110	344,600	373,600	398,700	426,300					
	111	345,000	374,600	399,100	426,800					
	112	345,500	375,500	399,600	427,300					
	113	346,300	376,400	400,000	427,600					
	114	346,900	377,300	400,400	428,100					
	115	347,600	378,200	400,900	428,600					
	116	348,200	379,300	401,400	429,100					
	117	348,800	380,300	401,800	429,500					
	118	349,500	380,700	402,300	430,000					
	119	350,200	381,300	402,900	430,400					
	120	350,900	381,900	403,400	430,900					
	121	351,600	382,200	403,600	431,300					
	122	351,900	382,600	404,100						
	123	352,400	383,000	404,600						
	124	352,900	383,400	405,000						
	125	353,200	383,800	405,500						
	126		384,200	406,000						
	127		384,600	406,500						
	128		385,000	407,000						
	129		385,400	407,400						
	130		385,800	407,900						
	131		386,200	408,400						
	132		386,600	408,900						
	133		386,800	409,200						
	134		387,300	409,700						
	135		387,600	410,100						
	136		387,900	410,500						
	137		388,200	410,800						
	138		388,700	411,200						
	139		389,200	411,700						
	140		389,700	412,200						
	141		390,000	412,500						
	142		390,500							
	143		391,000							
	144		391,500							
	145		391,800							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		280,300	293,400	298,400	334,100	353,100	368,900	394,900	434,000	469,800

備考 この表は、警察官に適用する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	423,500
2	475,100
3	530,700
4	599,400
5	684,300
6	798,500
7	933,000

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	446,800
2	512,500
3	581,200
4	670,200
5	779,300
6	888,500

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	374,000
2	412,400
3	442,700

別記第2

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	225,400	273,300	407,400	484,400
	2	227,800	274,700	408,900	486,200
	3	230,300	276,200	410,400	488,000
	4	232,600	277,600	411,900	489,800
	5	234,800	279,000	413,400	491,600
	6	237,200	280,200	414,800	493,300
	7	239,500	281,400	416,300	495,200
	8	241,700	282,600	417,800	497,000
	9	243,900	283,900	419,100	498,700
	10	246,100	285,000	420,500	500,300
	11	248,400	286,200	422,000	502,100
	12	250,700	287,400	423,500	503,600
	13	252,900	288,700	424,800	505,100
	14	255,000	290,400	426,400	506,400
	15	257,100	292,100	427,900	507,800
	16	259,300	293,800	429,400	509,100
	17	261,400	295,600	430,800	510,400
	18	263,200	297,600	432,400	511,000
	19	264,900	299,800	434,000	511,600
	20	266,600	302,100	435,600	512,300
	21	268,400	304,400	436,800	512,900
	22	269,700	306,600	438,200	
	23	271,000	308,900	439,600	
	24	272,200	311,100	440,900	
	25	273,400	313,200	442,500	
	26	274,600	315,200	443,900	
	27	275,800	317,100	445,300	
	28	277,100	318,900	446,700	
	29	278,200	320,800	448,100	
	30	279,200	322,700	449,400	
	31	280,300	324,600	450,900	
	32	281,300	326,300	452,400	
	33	282,400	328,000	454,100	
	34	283,500	329,800	455,500	
	35	284,700	331,500	457,100	
	36	286,100	333,300	458,600	
	37	287,300	335,000	460,300	
	38	288,400	336,800	461,800	
	39	289,600	338,600	463,500	
	40	290,700	340,300	465,100	

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	292,000	341,800	466,600
	42	293,000	343,700	468,100
	43	294,000	345,500	469,300
	44	295,000	347,200	470,500
	45	295,600	349,000	471,700
	46	296,400	350,900	473,100
	47	297,200	352,700	474,300
	48	298,000	354,500	475,500
	49	298,700	356,300	476,600
	50	299,500	358,100	477,800
	51	300,200	359,800	479,000
	52	301,000	361,600	480,200
	53	301,800	363,300	481,400
	54	302,600	364,700	482,700
	55	303,300	366,100	483,900
	56	304,100	367,600	485,100
	57	304,900	369,200	486,200
	58	305,500	370,900	486,800
	59	306,300	372,400	487,300
	60	307,100	374,000	487,800
	61	307,800	375,600	488,300
	62	308,400	377,200	
	63	309,200	378,800	
	64	309,800	380,400	
	65	310,800	382,000	
	66	311,600	383,600	
	67	312,300	385,200	
	68	313,000	386,700	
	69	313,800	388,200	
	70	314,500	389,900	
	71	315,200	391,300	
	72	315,900	392,800	
	73	316,600	394,300	
	74	317,300	395,900	
	75	318,000	397,500	
	76	318,600	399,100	
	77	319,200	400,500	
	78	319,900	401,900	
	79	320,600	403,300	
	80	321,200	404,600	
	81	321,800	405,900	
	82	322,400	407,400	
	83	323,200	408,700	
	84	323,900	410,000	
	85	324,600	411,100	
	86	325,400	412,500	
	87	326,100	413,800	
	88	326,700	415,100	
	89	327,400	416,300	
	90	328,200	417,700	
	91	328,900	418,800	
	92	329,700	420,000	
	93	330,200	421,200	
	94	330,900	422,300	
	95	331,600	423,500	
	96	332,400	424,700	

97	333,000	426,200
98	333,600	427,200
99	334,400	428,200
100	335,100	429,200
101	335,900	430,100
102	336,700	431,100
103	337,600	432,200
104	338,400	433,300
105	339,000	434,000
106	339,800	434,900
107	340,600	435,900
108	341,400	436,800
109	342,100	437,600
110	342,500	438,400
111	342,800	439,200
112	343,300	440,000
113	343,800	440,600
114	344,200	441,300
115	344,600	442,000
116	345,000	442,700
117	345,500	443,300
118	346,000	443,800
119	346,400	444,100
120	346,900	444,400
121	347,400	444,800
122	347,800	445,100
123	348,200	445,400
124	348,700	445,600
125	349,200	445,800
126	349,500	446,100
127	349,800	446,400
128	350,100	446,600
129	350,300	446,800
130	350,600	447,100
131	350,900	447,400
132	351,200	447,600
133	351,400	447,800
134	351,600	448,100
135	351,800	448,400
136	352,100	448,600
137	352,400	448,800
138	352,600	449,100
139	352,900	449,400
140	353,200	449,600
141	353,400	449,800
142	353,600	450,100
143	353,900	450,400
144	354,100	450,600
145	354,400	450,800
146	354,600	
147	354,900	
148	355,200	

	149	355,400			
	150	355,600			
	151	355,900			
	152	356,200			
	153	356,400			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		271,100	316,500	380,700	476,700

- 備考 1 この表は、高等学校、特別支援学校又は専修学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に15,400円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が4級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	225,400	247,100	378,500	466,800
	2	227,800	249,600	380,100	468,100
	3	230,300	252,000	381,700	469,300
	4	232,600	254,500	383,200	470,600
	5	234,800	257,000	384,600	471,700
	6	237,200	259,500	386,000	472,900
	7	239,500	261,900	387,300	474,100
	8	241,700	264,400	388,800	475,400
	9	243,900	266,900	390,300	476,700
	10	246,100	268,500	391,600	477,900
	11	248,400	270,100	393,000	479,000
	12	250,700	271,700	394,300	480,100
	13	252,900	273,300	395,700	481,300
	14	255,000	274,700	397,000	482,200
	15	257,100	276,200	398,300	483,000
	16	259,300	277,600	399,500	483,900
	17	261,400	279,000	400,500	484,800
	18	263,200	280,200	401,800	485,200
	19	264,900	281,400	403,100	485,700
	20	266,600	282,600	404,200	486,200
	21	268,400	283,900	405,200	486,700
	22	269,700	285,000	406,400	
	23	271,000	286,200	407,700	
	24	272,200	287,400	408,800	
	25	273,400	288,700	409,800	
	26	274,500	290,400	410,900	
	27	275,600	292,100	412,000	
	28	276,800	293,800	413,100	
	29	278,000	295,600	414,200	
	30	279,100	297,600	415,400	
	31	280,200	299,800	416,600	
	32	281,200	302,100	417,700	
	33	282,300	304,400	418,700	
	34	283,300	306,600	419,800	
	35	284,300	308,900	421,000	
	36	285,400	311,100	422,200	
	37	286,700	313,200	423,300	
	38	287,600	315,200	424,600	
	39	288,600	317,100	425,700	
	40	289,700	318,900	426,900	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	290,900	320,800	428,000
	42	292,000	322,700	429,300
	43	293,100	324,600	430,300
	44	294,200	326,300	431,400
	45	295,200	328,000	432,600
	46	296,000	329,800	433,800
	47	296,800	331,500	435,000
	48	297,600	333,300	436,300
	49	298,200	335,000	437,400
	50	299,000	336,800	438,400
	51	299,700	338,600	439,700
	52	300,400	340,300	440,900
	53	301,200	341,800	442,100
	54	302,000	343,700	443,200
	55	302,600	345,500	444,300
	56	303,300	347,200	445,500
	57	304,000	349,000	446,500
	58	304,900	350,900	447,700
	59	305,700	352,700	448,900
	60	306,300	354,500	450,100
	61	306,900	356,300	450,700
	62	307,600	358,100	451,500
	63	308,300	359,800	452,200
	64	308,800	361,600	452,700
	65	309,500	363,300	453,000
	66	310,200	364,700	453,300
	67	310,800	366,100	453,700
	68	311,400	367,600	454,200
	69	312,100	369,200	454,500
	70	312,800	370,800	454,900
	71	313,400	372,300	455,200
	72	314,200	373,800	455,500
	73	314,700	375,200	455,800
	74	315,400	376,800	456,100
	75	316,100	378,300	456,400
	76	316,600	379,800	456,700
	77	317,200	381,200	456,900
	78	317,900	382,700	457,200
	79	318,500	384,200	457,500
	80	319,100	385,800	457,700
	81	319,600	387,100	457,900
	82	320,200	388,500	
	83	320,800	389,800	
	84	321,400	391,000	
	85	321,800	392,100	
	86	322,200	393,300	
	87	322,700	394,300	
	88	323,300	395,400	
	89	323,700	396,400	
	90	324,100	397,500	
	91	324,500	398,700	
	92	324,900	399,700	
	93	325,200	400,800	
	94	325,600	401,900	
	95	326,000	402,900	
	96	326,300	404,000	

97	326,600	405,000
98	327,000	406,000
99	327,300	406,900
100	327,600	407,900
101	328,000	408,700
102	328,300	409,700
103	328,600	410,500
104	328,900	411,400
105	329,100	412,200
106	329,400	413,100
107	329,700	414,000
108	329,900	414,900
109	330,100	415,700
110	330,300	416,800
111	330,600	417,700
112	330,900	418,600
113	331,100	419,200
114	331,300	420,100
115	331,500	421,000
116	331,800	421,900
117	332,100	422,700
118	332,400	423,400
119	332,700	424,200
120	333,000	425,000
121	333,200	425,600
122	333,400	426,400
123	333,600	427,100
124	333,900	427,700
125	334,200	428,300
126		429,000
127		429,500
128		430,100
129		430,700
130		431,300
131		431,800
132		432,300
133		432,600
134		432,900
135		433,100
136		433,400
137		433,700
138		434,000
139		434,300
140		434,600
141		434,900
142		435,300
143		435,600
144		435,900
145		436,100
146		436,400
147		436,700
148		436,900

	149		437, 100		
	150		437, 400		
	151		437, 700		
	152		437, 900		
	153		438, 100		
	154		438, 400		
	155		438, 700		
	156		438, 900		
	157		439, 100		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		261, 900	313, 300	374, 000	465, 300

- 備考 1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が 3 級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 15, 600 円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が 4 級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 8, 100 円をそれぞれ加算した額とする。

別記第3

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	225,400	273,300	347,800	407,400	484,400
	2	227,800	274,700	349,700	408,900	486,200
	3	230,300	276,200	351,700	410,400	488,000
	4	232,600	277,600	353,500	411,900	489,800
	5	234,800	279,000	355,200	413,400	491,600
	6	237,200	280,200	357,100	414,800	493,300
	7	239,500	281,400	359,000	416,300	495,200
	8	241,700	282,600	360,900	417,800	497,000
	9	243,900	283,900	362,800	419,100	498,700
	10	246,100	285,000	364,800	420,500	500,300
	11	248,400	286,200	366,700	422,000	502,100
	12	250,700	287,400	368,500	423,500	503,600
	13	252,900	288,700	370,400	424,800	505,100
	14	255,000	290,400	372,100	426,400	506,400
	15	257,100	292,100	373,700	427,900	507,800
	16	259,300	293,800	375,300	429,400	509,100
	17	261,400	295,600	376,900	430,800	510,400
	18	263,200	297,600	378,300	432,400	511,000
	19	264,900	299,800	379,700	434,000	511,600
	20	266,600	302,100	380,900	435,600	512,300
	21	268,400	304,400	382,300	436,800	512,900
	22	269,700	306,600	383,900	438,200	
	23	271,000	308,900	385,500	439,600	
	24	272,200	311,100	387,000	440,900	
	25	273,400	313,200	388,600	442,500	
	26	274,600	315,200	390,300	443,900	
	27	275,800	317,100	391,900	445,300	
	28	277,100	318,900	393,400	446,700	
	29	278,200	320,800	395,000	448,100	
	30	279,200	322,700	396,600	449,400	
	31	280,300	324,600	398,300	450,900	
	32	281,300	326,300	399,900	452,400	
	33	282,400	328,000	401,500	454,100	
	34	283,500	329,800	403,100	455,500	
	35	284,700	331,500	404,600	457,100	
	36	286,100	333,300	406,100	458,600	
	37	287,300	335,000	407,700	460,300	
	38	288,400	336,800	409,200	461,800	
	39	289,600	338,600	410,700	463,500	
	40	290,700	340,300	412,100	465,100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	292,000	341,800	413,400	466,600
	42	293,000	343,700	414,900	468,100
	43	294,000	345,500	416,300	469,300
	44	295,000	347,200	417,800	470,500
	45	295,600	349,000	419,300	471,700
	46	296,400	350,900	420,900	473,100
	47	297,200	352,700	422,500	474,300
	48	298,000	354,500	423,900	475,500
	49	298,700	356,300	425,100	476,600
	50	299,500	358,100	426,600	477,800
	51	300,200	359,800	428,000	479,000
	52	301,000	361,600	429,300	480,200
	53	301,800	363,300	430,500	481,400
	54	302,600	364,700	431,700	482,700
	55	303,300	366,100	433,000	483,900
	56	304,100	367,600	434,300	485,100
	57	304,900	369,200	435,700	486,200
	58	305,500	370,900	437,000	486,800
	59	306,300	372,400	438,400	487,300
	60	307,100	374,000	439,600	487,800
	61	307,800	375,600	440,800	488,300
	62	308,400	377,200	442,200	
	63	309,200	378,800	443,600	
	64	309,800	380,400	445,000	
	65	310,800	382,000	446,200	
	66	311,600	383,600	447,400	
	67	312,300	385,200	448,700	
	68	313,000	386,700	450,100	
	69	313,800	388,200	451,400	
	70	314,500	389,900	452,600	
	71	315,200	391,300	453,600	
	72	315,900	392,800	454,900	
	73	316,600	394,300	456,100	
	74	317,300	395,900	457,200	
	75	318,000	397,500	458,400	
	76	318,600	399,100	459,400	
	77	319,200	400,500	460,500	
	78	319,900	401,900	461,500	
	79	320,600	403,300	462,500	
	80	321,200	404,600	463,600	
	81	321,800	405,900	464,500	
	82	322,400	407,400	465,300	
	83	323,200	408,700	466,100	
	84	323,900	410,000	466,900	
	85	324,600	411,100	467,600	
	86	325,400	412,500	468,000	
	87	326,100	413,800	468,400	
	88	326,700	415,100	468,800	
	89	327,400	416,300	469,200	
	90	328,200	417,700	469,500	
	91	328,900	418,800	469,800	
	92	329,700	420,000	470,000	
	93	330,200	421,200	470,300	
	94	330,900	422,300	470,600	
	95	331,600	423,500	470,900	
	96	332,400	424,700	471,100	

97	333,000	426,200	471,300
98	333,600	427,200	471,600
99	334,400	428,200	471,900
100	335,100	429,200	472,100
101	335,900	430,100	472,300
102	336,700	431,100	472,700
103	337,600	432,200	473,000
104	338,400	433,300	473,200
105	339,000	434,000	473,400
106	339,800	434,900	
107	340,600	435,900	
108	341,400	436,800	
109	342,100	437,600	
110	342,500	438,400	
111	342,800	439,200	
112	343,300	440,000	
113	343,800	440,600	
114	344,200	441,300	
115	344,600	442,000	
116	345,000	442,700	
117	345,500	443,300	
118	346,000	443,800	
119	346,400	444,100	
120	346,900	444,400	
121	347,400	444,800	
122	347,800	445,100	
123	348,200	445,400	
124	348,700	445,600	
125	349,200	445,800	
126	349,500	446,100	
127	349,800	446,400	
128	350,100	446,600	
129	350,300	446,800	
130	350,600	447,100	
131	350,900	447,400	
132	351,200	447,600	
133	351,400	447,800	
134	351,600	448,100	
135	351,800	448,400	
136	352,100	448,600	
137	352,400	448,800	
138	352,600	449,100	
139	352,900	449,400	
140	353,200	449,600	
141	353,400	449,800	
142	353,600	450,100	
143	353,900	450,400	
144	354,100	450,600	
145	354,400	450,800	
146	354,600		
147	354,900		
148	355,200		

	149	355,400				
	150	355,600				
	151	355,900				
	152	356,200				
	153	356,400				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		271,100	316,500	349,400	380,700	476,700

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校又は専修学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に15,400円をそれぞれ加算した額とする。

3 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が4級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	225,400	247,100	347,800	378,500	466,800
	2	227,800	249,600	349,700	380,100	468,100
	3	230,300	252,000	351,700	381,700	469,300
	4	232,600	254,500	353,500	383,200	470,600
	5	234,800	257,000	355,200	384,600	471,700
	6	237,200	259,500	357,100	386,000	472,900
	7	239,500	261,900	359,000	387,300	474,100
	8	241,700	264,400	360,900	388,800	475,400
	9	243,900	266,900	362,800	390,300	476,700
	10	246,100	268,500	364,800	391,600	477,900
	11	248,400	270,100	366,700	393,000	479,000
	12	250,700	271,700	368,500	394,300	480,100
	13	252,900	273,300	370,400	395,700	481,300
	14	255,000	274,700	372,100	397,000	482,200
	15	257,100	276,200	373,700	398,300	483,000
	16	259,300	277,600	375,300	399,500	483,900
	17	261,400	279,000	376,900	400,500	484,800
	18	263,200	280,200	378,300	401,800	485,200
	19	264,900	281,400	379,700	403,100	485,700
	20	266,600	282,600	380,900	404,200	486,200
	21	268,400	283,900	382,300	405,200	486,700
	22	269,700	285,000	383,700	406,400	
	23	271,000	286,200	385,100	407,700	
	24	272,200	287,400	386,400	408,800	
	25	273,400	288,700	387,700	409,800	
	26	274,500	290,400	389,300	410,900	
	27	275,600	292,100	390,700	412,000	
	28	276,800	293,800	392,000	413,100	
	29	278,000	295,600	393,200	414,200	
	30	279,100	297,600	394,600	415,400	
	31	280,200	299,800	395,900	416,600	
	32	281,200	302,100	397,200	417,700	
	33	282,300	304,400	398,600	418,700	
	34	283,300	306,600	399,700	419,800	
	35	284,300	308,900	400,800	421,000	
	36	285,400	311,100	402,000	422,200	
	37	286,700	313,200	403,200	423,300	
	38	287,600	315,200	404,300	424,600	
	39	288,600	317,100	405,500	425,700	
	40	289,700	318,900	406,600	426,900	

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	290,900	320,800	407,800	428,000
	42	292,000	322,700	408,900	429,300
	43	293,100	324,600	410,100	430,300
	44	294,200	326,300	411,200	431,400
	45	295,200	328,000	412,300	432,600
	46	296,000	329,800	413,500	433,800
	47	296,800	331,500	414,700	435,000
	48	297,600	333,300	415,800	436,300
	49	298,200	335,000	416,800	437,400
	50	299,000	336,800	418,000	438,400
	51	299,700	338,600	419,000	439,700
	52	300,400	340,300	420,100	440,900
	53	301,200	341,800	420,900	442,100
	54	302,000	343,700	422,000	443,200
	55	302,600	345,500	423,000	444,300
	56	303,300	347,200	424,000	445,500
	57	304,000	349,000	425,100	446,500
	58	304,900	350,900	426,200	447,700
	59	305,700	352,700	427,300	448,900
	60	306,300	354,500	428,400	450,100
	61	306,900	356,300	429,400	450,700
	62	307,600	358,100	430,500	451,500
	63	308,300	359,800	431,600	452,200
	64	308,800	361,600	432,600	452,700
	65	309,500	363,300	433,500	453,000
	66	310,200	364,700	434,400	453,300
	67	310,800	366,100	435,500	453,700
	68	311,400	367,600	436,500	454,200
	69	312,100	369,200	437,300	454,500
	70	312,800	370,800	438,100	454,900
	71	313,400	372,300	438,800	455,200
	72	314,200	373,800	439,600	455,500
	73	314,700	375,200	440,300	455,800
	74	315,400	376,800	440,900	456,100
	75	316,100	378,300	441,600	456,400
	76	316,600	379,800	442,300	456,700
	77	317,200	381,200	442,900	456,900
	78	317,900	382,700	443,600	457,200
	79	318,500	384,200	444,100	457,500
	80	319,100	385,800	444,800	457,700
	81	319,600	387,100	445,200	457,900
	82	320,200	388,500	445,600	
	83	320,800	389,800	445,900	
	84	321,400	391,000	446,100	
	85	321,800	392,100	446,300	
	86	322,200	393,300	446,600	
	87	322,700	394,300	446,900	
	88	323,300	395,400	447,100	
	89	323,700	396,400	447,300	
	90	324,100	397,500	447,600	
	91	324,500	398,700	447,900	
	92	324,900	399,700	448,100	
	93	325,200	400,800	448,300	
	94	325,600	401,900	448,600	
	95	326,000	402,900	448,900	
	96	326,300	404,000	449,100	

97	326,600	405,000	449,300
98	327,000	406,000	449,600
99	327,300	406,900	449,900
100	327,600	407,900	450,100
101	328,000	408,700	450,300
102	328,300	409,700	450,600
103	328,600	410,500	450,900
104	328,900	411,400	451,100
105	329,100	412,200	451,300
106	329,400	413,100	
107	329,700	414,000	
108	329,900	414,900	
109	330,100	415,700	
110	330,300	416,800	
111	330,600	417,700	
112	330,900	418,600	
113	331,100	419,200	
114	331,300	420,100	
115	331,500	421,000	
116	331,800	421,900	
117	332,100	422,700	
118	332,400	423,400	
119	332,700	424,200	
120	333,000	425,000	
121	333,200	425,600	
122	333,400	426,400	
123	333,600	427,100	
124	333,900	427,700	
125	334,200	428,300	
126		429,000	
127		429,500	
128		430,100	
129		430,700	
130		431,300	
131		431,800	
132		432,300	
133		432,600	
134		432,900	
135		433,100	
136		433,400	
137		433,700	
138		434,000	
139		434,300	
140		434,600	
141		434,900	
142		435,300	
143		435,600	
144		435,900	
145		436,100	
146		436,400	
147		436,700	
148		436,900	

	149		437, 100			
	150		437, 400			
	151		437, 700			
	152		437, 900			
	153		438, 100			
	154		438, 400			
	155		438, 700			
	156		438, 900			
	157		439, 100			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		261, 900	313, 300	344, 600	374, 000	465, 300

備考 1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が 3 級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 15, 600 円をそれぞれ加算した額とする。

3 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が 4 級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 8, 100 円をそれぞれ加算した額とする。

参 考 資 料

資 料 目 次

1 職員給与実態調査結果

令和8年職員給与実態調査の概要	1
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	2
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員	3
第3表 職員の平均給与月額	4
第4表 職員の扶養親族数別人員	4
第5表 職員の住居手当の支給状況	5
第6表 職員の通勤手当の支給状況	5
第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	6
第8表 職員の地域手当の支給状況	6
第9表 職員の単身赴任手当の支給状況	7
第10表 職員の給料表別、級別、号給別人員	8
第11表 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員及び平均給料月額	28
第12表 年齢階層別人員構成比（全職員） （令和8年と平成28年との比較）	38

2 職種別民間給与実態調査結果

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	39
第13表 県内民間の産業別、企業規模別調査事業所数	40
第14表 県内民間の職種別、学歴別、企業規模別初任給	40
第15表 県内民間の企業規模別、職種別、学歴別給与額等	41
第16表 県内民間における初任給の改定状況	49
第17表 県内民間における住宅手当の支給状況	49
第18表 県内民間における国内異動に係る手当等の支給状況	50
第19表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	50
第20表 県内民間における定年制の状況	50

3 生計費関係

令和8年4月の標準生計費算定方法	51
第21表 鹿児島市における費目別、世帯人員別標準生計費	51

4 人事院の報告及び勧告等の概要

	52
--	----

1 職員給与実態調査結果

令和 8 年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和 8 年 4 月における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の対象

令和 8 年 4 月 1 日に在職する職員で、鹿児島県職員の給与に関する条例、鹿児島県学校職員の給与に関する条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員である。

したがって、単純労務職員、企業職員、特別職の職員及び会計年度任用職員は含まれない。
なお、これらの条例の適用を受ける職員であっても、次に掲げる者は除外している。

ア 臨時的任用職員

イ 在籍専従休職中の職員

ウ 無給出向中の職員

エ 無給派遣中の職員

オ 育児短時間勤務職員

カ 定年前再任用短時間勤務職員

キ 暫定再任用職員

ク 定年が段階的に引き上げられることに伴い、鹿児島県職員の給与に関する条例附則第13項等により給料月額が決定される職員

(3) 調査の内容

令和 8 年 4 月分の給与、年齢、学歴、性別、経験年数等について調査した。

(4) その他

構成比については、小数点第 2 位を四捨五入したため、合計が 100% とならない場合がある。

第 1 表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区 分 給料表	人 員	構 成 比	平 均 年 齢	平均経験年数
全 給 料 表	人 21,684	% 100.0	歳 42.6	年 20.4
行 政 職 給 料 表	5,326	24.6	40.8	19.2
研 究 職 給 料 表	228	1.1	40.9	18.3
医 療 職 給 料 表 (一)	37	0.2	39.7	15.7
医 療 職 給 料 表 (二)	247	1.1	43.5	19.3
医 療 職 給 料 表 (三)	134	0.6	37.0	14.4
海 事 職 給 料 表	64	0.3	45.0	24.0
教 育 職 給 料 表 (一)	42	0.2	49.3	24.9
教 育 職 給 料 表 (二)	3,307	15.2	45.9	23.0
教 育 職 給 料 表 (三)	9,365	43.2	43.8	21.2
公 安 職 給 料 表	2,934	13.5	38.3	17.6

- (注) 1 「医療職給料表(二)」には、鹿児島県学校職員の給与に関する条例第3条第1項第2号の「医療職給料表」を含む(以下各表について同じ。)
- 2 「医療職給料表(三)」には、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例第3条第1項第4号の「医療職給料表」を含む(以下各表について同じ。)
- 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の適用を受ける者はいない。

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員

単位：人

区 分 給料表	人 員	学 歴 別 人 員 構 成				性別人員構成	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	(100.0) 21,684	(75.4) 16,346	(11.0) 2,391	(13.5) 2,934	(0.1) 13	(59.6) 12,917	(40.4) 8,767
行 政 職 給 料 表	(100.0) 5,326	(66.6) 3,544	(9.0) 481	(24.2) 1,290	(0.2) 11	(65.0) 3,463	(35.0) 1,863
研 究 職 給 料 表	(100.0) 228	(98.3) 224	(0.4) 1	(1.3) 3	(-) —	(73.7) 168	(26.3) 60
医 療 職 給 料 表 (一)	(100.0) 37	(100.0) 37	(-) —	(-) —	(-) —	(75.7) 28	(24.3) 9
医 療 職 給 料 表 (二)	(100.0) 247	(95.1) 235	(4.9) 12	(-) —	(-) —	(58.7) 145	(41.3) 102
医 療 職 給 料 表 (三)	(100.0) 134	(91.8) 123	(8.2) 11	(-) —	(-) —	(5.2) 7	(94.8) 127
海 事 職 給 料 表	(100.0) 64	(18.8) 12	(31.2) 20	(46.9) 30	(3.1) 2	(100.0) 64	(-) —
教 育 職 給 料 表 (一)	(100.0) 42	(92.9) 39	(7.1) 3	(-) —	(-) —	(64.3) 27	(35.7) 15
教 育 職 給 料 表 (二)	(100.0) 3,307	(92.1) 3,046	(6.1) 203	(1.8) 58	(-) —	(57.8) 1,910	(42.2) 1,397
教 育 職 給 料 表 (三)	(100.0) 9,365	(82.3) 7,707	(17.7) 1,658	(-) —	(-) —	(48.3) 4,526	(51.7) 4,839
公 安 職 給 料 表	(100.0) 2,934	(47.0) 1,379	(0.1) 2	(52.9) 1,553	(-) —	(87.9) 2,579	(12.1) 355

(注) 1 () 内の数字は、構成比 (%) である。

2 学歴区分は、給与決定上の学歴である（以下第11表について同じ。）。

第 3 表 職員の平均給与月額

区 分 給与種目	行 政 職 給 料 表 適 用 職 員		全 職 員	
	令 和 8 年 4 月	令 和 7 年 4 月	令 和 8 年 4 月	令 和 7 年 4 月
給 料	円 337,484	円 325,116	円 381,701	円 366,074
給料の特別調整額	6,810	6,780	5,481	5,516
扶 養 手 当	8,687	8,937	11,176	10,821
住 居 手 当	7,593	6,972	8,470	8,196
そ の 他	10,424	9,882	15,825	15,038
合 計 (平均給与月額)	370,998	357,687	422,653	405,645

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含み、給料の特別調整額には管理職手当を含む。
2 その他は、地域手当、初任給調整手当及び特勤勤務手当等である。

第 4 表 職員の扶養親族数別人員

区 分 扶 養 親 族 数	該 当 職 員 数	うち		
		扶 養 親 族 である 配偶者を有する者	扶 養 親 族 である子 を 有 す る 者	配 偶 者 ・ 子 以 外 の 扶 養 親 族 を 有 す る 者
1 人	人 2,990	人 1,195	人 1,727	人 68
2 人	3,204	1,175	3,188	33
3 人	2,363	1,618	2,363	16
4 人	807	732	807	10
5 人	121	109	121	4
6 人以上	20	17	20	0
計	9,505	4,846	8,226	131

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
2 全職員 1 人当たり平均扶養親族数は 0.9 人、行政職給料表適用職員 1 人当たりは 0.8 人である。
3 手当受給者 1 人当たり平均手当月額は、25,495 円（平均扶養親族数は 2.2 人）である。

第5表 職員の住居手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	7,595 人	100.0 %
手 当 月 額 11,000 円 未 満 の 受 給 者	43	0.6
手 当 月 額 11,000 円 以 上 28,000 円 未 満 の 受 給 者	5,417	71.3
手 当 月 額 28,000 円 の 受 給 者	2,135	28.1
手 当 受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額	23,987 円	

区 分	受 給 者	手 当 受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額
配 偶 者 の 居 住 す る 借 家 ・ 借 間	115 人	12,911 円

第6表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	15,327 人	(100.0) %
交 通 機 関 等 の み を 利 用 す る 者	441	70.7 (2.9)
交 通 用 具 の み を 使 用 す る 者	14,581	2.0 (95.1)
交 通 機 関 等 と 交 通 用 具 を 併 用 す る 者	305	67.3 (2.0)
非 受 給 者	6,357	1.4 29.3
総 職 員	21,684	100.0
手 当 受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額	13,690 円	

(注) ()内の数字は、受給者の構成比(%)である。

第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区 分 部 局		第 1	第 2	第 3	第 4	第 5	第 6	受 給 者 計
各 部 局 に お け る 代 表 的 な 職	知事部局	部 長	次 長	課 長				
	教育部局			校 長 特大規模校	校 長 大 規 模 校	校 長 副 校 長 教 頭 大 規 模 校 事 務 長 課 長 級	教 頭 事 務 長 課長補佐級	
	公安部局		部 長 大 規 模 警 察 署 長	課 長 警 察 署 長 大 規 模 警 察 副 署 長				
受 給 者 数		人 30	人 95	人 561	人 71	人 656	人 684	人 2,097

手 当 受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額	円 56,683
---------------------------------	-------------

第8表 職員の地域手当の支給状況

地域手当 支給区分	計	1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地	5 級 地	医師等	非支給地
人 員	人 21,684	人 39	人 11	人 3	人 6	人 4	人 30	人 21,591
構 成 比	% 100.0	% 0.2	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.1	% 99.6
平均手当月額	円 289	円 67,570	円 66,457	円 41,652	円 29,540	円 11,614	円 84,632	円 0

(注) 段階的な見直し完成時（令和10年度）の級地に基づき集計した数である。

第 9 表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満
受給者	人 790	人 277	人 114	人 9	人 273	人 110

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					受給者計
	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上	
受給者	人 80	人 20	人 5	人 5	人 1	人 1,684

手当受給者 1 人当たり平均手当月額	円 43,534
--------------------	-------------

第10表 職員の給料表別、級別、号給別人員

行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		1	22	8		1			
2		3	1	1				9	
3		9	10	1				9	3
4			7	4				7	2
5		17	74	7			1	6	6
6		124	42	8				4	4
7		32	32	11			1	1	1
8		8	19	7					
9	30	88	50	5					
10		17	35	8					
11	30	28	29	7					
12	1	33	22	9					
13	10	65	47	14		1			
14		35	28	5			2		
15	27	30	24	6		1	30		
16	3	18	21	13			8		
17	20	54	50	11			5		
18	2	15	24	10			2		
19	41	19	19	12			2		
20	4	18	24	20			1		
21	19	36	43	17			2		
22	2	27	26	11			1		
23	35	12	23	10			1		
24	4	9	21	7			1		
25	12	9	39	22			1		
26	4	5	16	12					
27	41	4	21	4					
28	7	2	12	12			1		
29	118	1	26	15					
30	7		11	11					
31	119	2	18	19			2		
32	25		9	11	1				
33	20	2	23	14	2				
34	71	2	6	7					
35	11	2	7	16		2	2		
36	1	2	1	9		2	2		
37	15	7	16	23	1	2			
38	1	1	5	17	1	52			
39	3		6	25	2	96			
40		1	2	12	1	25			
41	4		10	13	2	20			
42			2	18	1	17			
43	1		8	23	2	23			
44			3	15	2	16			
45	2	2	8	18	2	11			
46	1		2	18	3	6			
47	1	1	3	16	2	22			
48			3	26	8	5			
49	3		5	38	2	1			
50			3	24	2	8			
51			2	32	5	13			
52			7	25	6	8			
53	3		9	32	5	9			
54			3	32	1	12			
55				29	3	6			
56			4	33	3	3			
57	6		5	35	3	5			
58			1	29	5	4			
59				30	5	5			
60			4	33	34				
61	1		3	26	35	3			
62			4	36	13	4			
63			2	34	13	2			
64				22	22				
65			1	30	21	3			
66			5	23	21				
67			3	30	108	1			
68			2	15	23				
69	1		3	19	13	1			
70			2	25	11				
71			2	22	25	1			
72			2	20	19	4			
73				20	19	17			
74			3	25	16				
75				14	13				
76			3	28	10				

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78			1	8	7				
79			2	17	6				
80			2	12	12				
81	1		2	19	7				
82			1	13	4				
83			1	10	4				
84			4	10	5				
85				8	5				
86			5	237	16				
87			1						
88			1						
89	3		6						
90			2						
91			1						
92			3						
93	8		5						
94			3						
95			3						
96			1						
97									
98			3						
99			2						
100									
101									
102			2						
103									
104									
105									
106			3						
107			2						
108									
109			23						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	718	741	1,107	1,683	552	412	61	36	16

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給を示した（以下本表の各給料表について同じ。）。

適用職員数

5, 3 2 6 人

研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2				7	
3			1	1	
4				1	
5		11	15	2	
6					
7		4	4		20
8			1	3	3
9			7	1	1
10		3			
11			1		
12					
13		7	4		
14		2		2	
15				1	
16		9			
17		1	2		
18		1			
19		1	2		
20		3		1	
21		1	2		
22		1			
23				1	
24		3			
25		2	4		
26		2			
27			1		
28		3			
29		3			
30		1			
31		2		1	
32				1	
33		1	2	1	
34				1	
35			1		
36					
37				2	
38				1	
39					
40					
41			1		
42					
43					
44				6	
45				1	
46				2	
47	1				
48					
49					
50				3	
51				2	
52				1	
53				2	
54					
55			2	2	
56				2	
57			2	41	
58					
59					
60					
61			1		
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	1	61	53	89	24

適用職員数	2 2 8 人
-------	---------

医療職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				2
5				2
6				2
7				1
8		2		3
9				1
10				
11				
12				
13				
14		1	1	
15				
16		2		
17	3			
18				
19	2			
20		1		
21				
22				
23	3			
24				
25				
26				
27	3			
28				
29				
30				
31	1			
32				
33				
34				
35	2			
36				
37	1			
38				
39	2			
40	1			
41				
42	1			
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

職務の級 号給	1	2	3	4
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	19	6	1	11

適用職員数	3 7 人
-------	-------

医療職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2				2	4		
3			4	1		1	
4					2		
5			4	8	1	1	
6				1			
7		2	6	2			
8				1			
9			2	3	1		
10		1	1				
11			1	1	1		1
12					1	1	16
13			2	3	2		2
14				1	3		
15				1	1		
16		3		1			
17					1	2	
18				1	3	1	
19				3	2		1
20					3	1	
21		4		1	1	1	
22				2	2	1	
23				2	3	1	
24					2	1	
25				1	5		
26	1				1	2	
27					2		
28					1	3	
29				2	1	2	
30		1		1			
31					1	2	
32					1	5	
33					1	1	
34					1		
35				1		2	
36					3	3	
37					1	1	
38						2	
39			1		2		
40							
41		1			3	2	
42						3	
43					3	5	
44						1	
45				1	1	1	
46						3	
47							
48							
49				1		1	
50						3	
51							
52			1		1	1	
53				1	1	12	
54							
55				1			
56			1				
57				1	3		
58				1			
59			1		1		
60				1	2		
61					1		
62							
63					3		
64							
65		1					
66					1		
67							
68							
69					1		
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
77	人	人	人	人	人	人	人
78					2		
79							
80							
81							
82							
83							
84				1			
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
計	1	13	24	47	76	66	20

適用職員数	2 4 7 人
-------	---------

医療職給料表（三）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2			4	2	2	
3			1		1	
4			1			
5					1	
6			4	3		
7			2		2	
8			3	3		
9			1			
10			2	2	1	
11				2	1	
12			1			
13			1	2		
14						
15		2		2	1	
16				1	1	
17		10				
18						
19		1			1	
20		5			1	
21		1				
22					1	
23		6		2		
24						
25		1			1	
26						
27						
28				1	1	
29		1		1		
30						
31						
32					1	7
33				1		1
34					1	
35		1			1	1
36						
37						
38					1	
39		1				
40						
41				1		
42						
43						
44						
45				1		
46						
47						
48						
49				1		
50						
51						
52					1	
53					1	
54						
55						
56					1	
57					1	
58				1	1	
59						
60						
61						
62			1		1	
63				1	1	
64						
65						
66					2	
67					1	
68					1	
69					1	
70						
71						
72						
73					3	
74						
75					1	
76						
77						
78						
79						
80				1		
81						
82					2	
83						
84						
85					4	
86						
87						
88						

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
89	人	人	人	人	人	人
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109				4		
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		29	21	34	41	9

適用職員数

1 3 4 人

海事職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8 9			1			
10 11 12 13 14 15 16			1 1	1 1		
17 18 19 20 21 22 23 24		1	1	2		
25 26 27 28 29			1			
30 31 32 33 34 35 36		1		1 1		
37 38 39 40 41 42 43 44			1			
45 46 47 48 49 50 51 52				1 1	1 1	
53 54 55 56 57 58 59 60		1				
61 62 63 64 65 66 67 68				1 1	1 1 3 1	
69 70 71 72 73 74 75 76				1 1	1 1	
	1			2		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
77	人	人	人	人	人	人
78						
79						
80						
81					5	
82						
83						
84						
85				1		
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96				1		
97						
計	1	3	8	24	28	

適用職員数	6 4 人
-------	-------

教育職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2			1	
3				
4				1
5			2	2
6				1
7				2
8			1	4
9				1
10				1
11				1
12				2
13			1	
14				1
15				
16			1	
17				
18				
19				
20			1	
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28			1	
29				
30				
31	1		1	
32				
33				
34				
35				
36				
37		2		
38				
39	1			
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47			1	
48			1	
49	1			
50			1	
51				
52			1	
53				
54			1	
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73	1		3	
74				
75				
76				

職務の級 号給	1	2	3	4
77	人	人	人	人
78	1			
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111	1			
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
特2				1
計	6	2	17	17

適用職員数	4 2 人
-------	-------

教育職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5		24		1
6				1
7		18		1
8				1
9		7		2
10				3
11		16		3
12		1		4
13		11		4
14		1		2
15		23		21
16				
17		18		4
18		1		2
19		22		6
20		1		
21		8		21
22	1	4		
23	3	22		
24	1			
25	1	8		
26	1	1		
27		17		
28		2		
29		12		
30	2	3		
31	2	22		
32		4	1	
33		18		
34	1	1	1	
35	3	14		
36	1	5		
37		21		
38		32	1	
39		4		
40	1	22		
41		20	3	
42	1	10	1	
43	1	22	8	
44		35	6	
45		18	5	
46		13	3	
47	2	12	5	
48	1	25	5	
49		14	2	
50	1	17	4	
51		5	10	
52	1	26	6	
53		10	1	
54	3	13	2	
55	1	16	3	
56	1	22	1	
57	1	9	3	
58		14	3	
59		12	2	
60	3	21	4	
61	1	11	21	
62	1	19		
63	2	6		
64	2	28		
65	1	15		
66	1	14		
67	1	6		
68	2	27		
69		11		
70	1	23		
71	1	14		
72	2	23		
73		21		
74		13		
75	1	22		
76	2	32		

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77	2	22		
78		18		
79	2	20		
80	3	32		
81		14		
82	1	17		
83	2	15		
84	1	28		
85	1	30		
86	2	19		
87	1	19		
88	1	25		
89		32		
90	1	26		
91	2	13		
92	3	17		
93	3	23		
94		27		
95		25		
96		26		
97	1	15		
98	2	14		
99	1	19		
100		26		
101	2	12		
102		28		
103		29		
104	1	29		
105	1	21		
106	2	24		
107		28		
108		29		
109	1	26		
110	1	28		
111	2	25		
112		16		
113		31		
114	1	18		
115		27		
116		27		
117		24		
118		30		
119		19		
120		19		
121	1	21		
122		30		
123		26		
124	1	14		
125		29		
126	1	27		
127		33		
128		22		
129		33		
130	2	25		
131		29		
132	1	38		
133		25		
134		33		
135		34		
136		17		
137	1	35		
138	1	33		
139		25		
140	1	31		
141		27		
142		26		
143		41		
144	1	34		
145		330		
146				
147				
148	2			
149	1			
150	1			
151	1			
152	1			
153	10			
計	118	3,012	101	76

適用職員数

3, 307 人

教育職給料表（三）

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				2
2				1
3				18
4			1	14
5				24
6		20		136
7		1		19
8		11		5
9				5
10		2		79
11		2		15
12		13	1	13
13				7
14		2	1	48
15		1	2	12
16		224	2	9
17		2	2	14
18		204	2	37
19		1	1	8
20		49		138
21		3	1	
22		186	2	
23		1		
24		50	2	
25		7	1	
26		123	1	
27		6	3	
28		64	3	
29	1	12	3	
30		135	3	
31		13	1	
32		50	7	
33		20	1	
34		117	3	
35		23	2	
36		50	3	
37		21	4	
38		81	4	
39		25	6	
40		46	1	
41		35	3	
42		78	7	
43		32	4	
44	1	45	1	
45		28	10	
46		63	4	
47		36	7	
48		74	11	
49		49	14	
50		38	11	
51		89	14	
52		51	7	
53		37	15	
54		83	4	
55		50	7	
56		42	5	
57		43	15	
58		40	7	
59		58	6	
60		44	12	
61		43	22	
62		37	16	
63		58	32	
64		29	18	
65		39	40	
66		33	15	
67		48	22	
68		35	12	
69		35	23	
70		33	4	
71		52	10	
72		37	11	
73		33	23	
74		30	13	
75		54	5	
76		32	16	
77		63	21	
78		37	6	
79		53	10	
80		42	110	
81		46		
82		45		
83		52		
84				

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
85		47		
86		49		
87		34		
88		38		
89		36		
90		39		
91		27		
92		47		
93		44		
94		56		
95		33		
96		37		
97		27		
98		45		
99		37		
100		36		
101		27		
102		45		
103		33		
104		36		
105		40		
106		34		
107		35		
108		57		
109		42		
110		63		
111		38		
112		39		
113		41		
114		46		
115		37		
116		44		
117		50		
118		63		
119		48		
120		43		
121		56		
122		56		
123		47		
124		39		
125		34		
126		39		
127		48		
128		58		
129		58		
130		58		
131		55		
132		47		
133		45		
134		54		
135		45		
136		47		
137		47		
138		56		
139		70		
140		60		
141		40		
142		48		
143		54		
144		43		
145		60		
146		58		
147		66		
148		55		
149		59		
150		50		
151		50		
152		54		
153		48		
154		57		
155		70		
156		74		
157		1,160		
計	2	8,103	656	604

適用職員数

9 , 3 6 5 人

公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2								1	
3									
4									
5									9
6									2
7	33								1
8									
9	36								
10									
11	6								
12									
13	6								
14	1								
15	25	1							
16									
17	3								
18	1	1							
19	12	1							
20	1	4	1						
21	5								
22	2	47							
23	55	9							
24				1					
25	35	34		1					
26	21	16		6		1			
27	7	1							
28	13	51			1	3			
29	1							10	
30	7	20		4	2			2	
31	8	3		1			1	5	
32	1	36	19	8					
33	5	1						1	
34	2	28	11	5	1	1		1	
35			1						
36	1	32	18	1	3	2			
37			1			3		1	
38	1	32	17	4				1	
39	1	4	1		1	1		1	
40	1	49	20	11		2	2	1	
41		2	4			1	8		
42	1	46	12	9	2	3	2		
43	2	1	6			3	13		
44		28	11	10	1	4	1		
45		4	3				5	1	
46		23	21	10		1	1		
47	1		1			2	13		
48		18	26	10	6	1	5		
49		1	1	2	10	4	3		
50		11	28	19	5	2			
51	1	3		3	7	3	8		
52		13	41	21	8	6			
53		4	1	2	7	2	5		
54		13	34	14	10	1			
55	2	2	3	5	11	3	4		
56		19	37	16	10	5	1		
57		3	3	3	9	3	2		
58		10	27	14	6	2	2		
59	1	3	2	1	3	2	7		
60	1		36	32	9	4			
61			3	11	14	2	3		
62			33	31	7	3			
63			1	2	6	5	2		
64			27	25	6	4	1		
65			3	3	12	4	2		
66			27	27	4	1			
67	1		1	6	3	2	4		
68			29	35	6	3			
69				8		2	1		
70			30	15	4	1			
71	1		2	3	5	3	1		
72			21	18	4	3	1		
73			4	10	7	4	2		
74		1	25	18	3	5			
75			4	9	6	1			
76			35	17	4	1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78		2	2	11	9	1			
79			16	22	9	5			
80			4	10	6	6			
81			14	11	7	1			
82			1		5	1			
83			26	3	1	1			
84			1	6	6	3			
85			4	7	3				
86			1	1	112	28			
87				8					
88			2	3					
89			1	4					
90			5	2					
91			1	5					
92				3					
93			1	2					
94				6					
95			2	4					
96			1	2					
97				3					
98			2	2					
99				1					
100				3					
101									
102				2					
103			1	4					
104			1	3					
105			1	2					
106				6					
107									
108				5					
109			1	1					
110			1						
111			2	1					
112			1	5					
113			1	1					
114									
115				1					
116				5					
117				4					
118			1	1					
119				1					
120				1					
121				49					
122									
123			1						
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134			1						
135			1						
136									
137									
138									
139									
140									
141			2						
142									
143									
144									
145									
計	300	578	730	668	361	160	100	25	12

適用職員数	2, 9 3 4 人
-------	------------

第11表 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員及び平均給料月額

行政職給料表

学歴 年齢	項目	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
		職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18						24	208,900			24	208,900
19						35	212,257			35	212,257
20				10	222,780	37	218,592			47	219,483
21				12	226,100	46	222,804			58	223,486
22	81	239,763		19	230,874	42	230,157			142	235,732
23	121	241,789		15	236,873	29	236,193			165	240,359
24	97	244,877		20	239,880	22	241,527			139	243,628
25	128	250,398		17	247,435	26	247,585			171	249,675
26	113	254,374		16	252,444	20	255,545			149	254,324
27	124	259,007		14	256,914	23	257,135			161	258,558
28	118	264,902		16	261,956	19	266,000			153	264,730
29	98	272,492		11	260,955	9	261,733			118	270,596
30	121	280,515		5	280,640	20	277,825			146	280,151
31	104	283,872		12	282,542	18	285,456			134	283,966
32	98	288,971		9	287,767	15	278,240			122	287,563
33	112	294,530		6	293,483	18	293,933			136	294,405
34	85	299,392		9	292,467	11	294,082			105	298,242
35	82	307,628		5	308,180	16	299,288			103	306,359
36	81	311,554		4	307,575	20	300,275			105	309,254
37	88	316,620		4	307,300	15	313,207			107	315,793
38	82	326,543		2	313,100	5	296,720			89	324,566
39	56	333,507		4	334,150	7	329,700			67	333,148
40	55	338,863		5	319,980	24	348,642			84	340,533
41	49	345,822		4	349,100	31	345,968			84	346,032
42	56	356,213		6	342,200	23	343,261			85	351,719
43	48	363,808		x	x	36	349,533			85	357,840
44	57	366,033		4	360,800	34	363,800			95	365,014
45	61	377,739		3	377,067	21	364,276	x	x	86	374,413
46	73	380,130		8	351,800	30	375,643			111	376,876
47	63	383,992		6	378,583	42	380,929	x	x	112	382,551
48	70	388,646		13	385,869	48	383,431			131	386,460
49	80	392,321		20	384,575	33	386,427			133	389,694
50	83	391,394		15	377,327	51	385,943	x	x	150	388,123
51	122	400,546		19	395,142	58	387,502	x	x	200	395,983
52	119	404,430		22	396,173	40	394,823			181	401,303
53	91	409,544		26	398,150	52	393,850	x	x	170	402,845
54	139	409,692		23	404,161	49	397,929	2	396,650	213	406,266
55	114	413,077		31	407,735	62	400,635			207	408,551
56	114	415,846		10	406,220	34	404,941			158	412,891
57	133	420,257		23	407,770	45	404,791	2	375,850	203	414,976
58	125	425,562		19	421,784	50	404,646	x	x	195	419,636
59	100	431,804		13	417,769	49	409,265	x	x	163	423,614
60以上	3	275,233				x	x			4	274,225
合 計		3,544	337,478	481	335,066	1,290	336,034	11	381,491	5,326	337,001

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表の各給料表について同じ。)

研 究 職 給 料 表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	10	262,000							10	262,000
23	4	265,200							4	265,200
24	5	269,820							5	269,820
25	5	277,080							5	277,080
26	8	280,325							8	280,325
27	9	287,378							9	287,378
28	5	300,980	x	x					6	296,417
29	12	309,192							12	309,192
30	6	345,917			x	x			7	338,214
31	4	351,300							4	351,300
32	3	350,300			x	x			4	333,950
33	11	354,400							11	354,400
34	5	358,220							5	358,220
35	5	360,160							5	360,160
36	7	380,186							7	380,186
37	5	377,480							5	377,480
38	6	392,733			x	x			7	392,929
39	5	392,120							5	392,120
40	6	401,167							6	401,167
41	x	x							x	x
42	3	390,000							3	390,000
43										
44	2	405,500							2	405,500
45	3	425,500							3	425,500
46	4	426,650							4	426,650
47	3	435,167							3	435,167
48	2	449,250							2	449,250
49	6	457,283							6	457,283
50	2	458,900							2	458,900
51	7	458,286							7	458,286
52	6	461,117							6	461,117
53	10	462,350							10	462,350
54	5	457,620							5	457,620
55	6	462,417							6	462,417
56	5	511,780							5	511,780
57	14	494,443							14	494,443
58	10	493,300							10	493,300
59	14	499,171							14	499,171
60以上										
合 計	224	393,077	x	x	3	323,667			228	391,639

医療職給料表（一）

学歴 年齢 項目	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
18 歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19										
20										
21										
22										
23										
24	x	x							x	x
25	x	x							x	x
26	x	x							x	x
27	5	375,760							5	375,760
28	x	x							x	x
29	x	x							x	x
30	3	403,633							3	403,633
31	4	405,925							4	405,925
32	4	419,100							4	419,100
33	2	449,000							2	449,000
34										
35										
36										
37	2	445,650							2	445,650
38										
39										
40										
41	x	x							x	x
42										
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49										
50	x	x							x	x
51										
52										
53										
54										
55	x	x							x	x
56										
57										
58										
59										
60以上	9	597,922							9	597,922
合 計	37	462,565							37	462,565

医療職給料表（二）

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23	x	x	x	x					2	249,700
24	2	258,950							2	258,950
25	x	x							x	x
26	9	271,744							9	271,744
27	6	279,333							6	279,333
28	3	287,333							3	287,333
29	10	291,060							10	291,060
30	3	293,167							3	293,167
31	2	300,450	x	x					3	300,567
32	7	296,371							7	296,371
33	6	308,417							6	308,417
34	6	307,867							6	307,867
35	6	320,750							6	320,750
36	5	328,920							5	328,920
37	6	334,400							6	334,400
38	8	338,138							8	338,138
39	3	365,833							3	365,833
40	12	355,950	x	x					13	349,523
41	11	355,518	x	x					12	346,233
42	5	367,920							5	367,920
43	8	368,675							8	368,675
44	7	380,557	x	x					8	380,300
45	5	367,900							5	367,900
46	x	x							x	x
47	3	412,933							3	412,933
48	4	400,450							4	400,450
49	7	410,400	x	x					8	411,750
50	10	389,970	x	x					11	387,745
51	9	424,400	x	x					10	421,910
52	11	404,000	x	x					12	403,658
53	9	412,389							9	412,389
54	9	420,822							9	420,822
55	7	428,043	x	x					8	427,875
56	10	431,210	x	x					11	430,800
57	8	426,488	x	x					9	425,856
58	7	427,786							7	427,786
59	8	430,325							8	430,325
60以上										
合 計	235	365,934	12	358,817					247	365,588

医療職給料表（三）

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料 月 額	職員数	平均給料 月 額	職員数	平均給料 月 額	職員数	平均給料 月 額	職員数	平均給料 月 額
18 歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19										
20										
21										
22	x	x							x	x
23	9	277,300							9	277,300
24	8	279,000							8	279,000
25	8	282,225							8	282,225
26	5	297,200							5	297,200
27	5	299,600							5	299,600
28	6	297,683							6	297,683
29	6	304,183							6	304,183
30	5	303,680							5	303,680
31	4	313,775	x	x					5	313,140
32	3	316,333	x	x					4	316,325
33	x	x							x	x
34	2	317,350	x	x					3	316,633
35	5	330,160	x	x					6	330,867
36	4	339,975	2	323,000					6	334,317
37	3	339,100							3	339,100
38	x	x							x	x
39	x	x							x	x
40	x	x	x	x					2	348,700
41	3	364,367							3	364,367
42	3	355,833							3	355,833
43	x	x							x	x
44	3	382,267	x	x					4	376,900
45	x	x							x	x
46	x	x	x	x					2	397,600
47	2	401,150							2	401,150
48	2	401,700							2	401,700
49	4	399,600							4	399,600
50	3	405,567							3	405,567
51										
52	6	392,250							6	392,250
53										
54	x	x							x	x
55	2	424,650	x	x					3	414,900
56	3	426,533							3	426,533
57	6	419,100	x	x					7	415,714
58	2	414,050							2	414,050
59	2	422,850							2	422,850
60以上										
合 計	123	337,560	11	346,873					134	338,325

海 事 職 給 料 表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
18 歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19										
20										
21										
22			2	288,200					2	288,200
23			x	x					x	x
24			2	308,250					2	308,250
25			x	x					x	x
26			x	x					x	x
27										
28					x	x			x	x
29										
30					2	309,550			2	309,550
31										
32	x	x							x	x
33			x	x					x	x
34			x	x					x	x
35										
36					2	358,550			2	358,550
37										
38	x	x	x	x					2	369,400
39					3	356,100			3	356,100
40	x	x	x	x					2	335,000
41					x	x			x	x
42			x	x	x	x			2	404,200
43					x	x			x	x
44					x	x			x	x
45			x	x					x	x
46										
47					3	422,833			3	422,833
48			x	x	x	x			2	402,050
49	2	434,250							2	434,250
50	x	x					x	x	2	379,650
51					x	x			x	x
52	x	x	x	x	2	440,350	x	x	5	431,180
53	x	x	x	x	2	434,000			4	428,350
54	x	x							x	x
55	x	x	2	442,600					3	442,400
56	x	x	x	x					2	402,300
57	x	x			3	429,100			4	435,675
58					4	435,325			4	435,325
59			x	x	2	422,500			3	429,733
60以上										
合 計	12	411,242	20	369,835	30	397,593	2	391,100	64	391,275

教育職給料表（一）

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31			x	x					x	x
32	x	x							x	x
33	2	415,300							2	415,300
34	x	x							x	x
35										
36	x	x							x	x
37										
38	x	x							x	x
39	2	396,600							2	396,600
40										
41										
42										
43	x	x							x	x
44	2	407,000							2	407,000
45	x	x							x	x
46	2	446,600							2	446,600
47	2	465,400							2	465,400
48	2	396,900							2	396,900
49										
50	3	494,633							3	494,633
51	2	544,400							2	544,400
52	3	512,133							3	512,133
53	x	x							x	x
54	2	537,800							2	537,800
55										
56	x	x	x	x					2	478,300
57	2	557,250							2	557,250
58	x	x							x	x
59			x	x					x	x
60以上	6	575,100							6	575,100
合 計	39	480,495	3	416,000					42	475,888

教育職給料表（二）

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料 月 額	職員数	平均給料 月 額	職員数	平均給料 月 額	職員数	平均給料 月 額	職員数	平均給料 月 額
18 歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19										
20										
21										
22	23	268,300	x	x					24	267,975
23	21	270,824	2	261,100	x	x			24	269,475
24	26	276,285			x	x			27	275,833
25	43	281,677	4	274,050	2	259,850			49	280,163
26	40	288,953			3	267,133			43	287,430
27	28	298,243							28	298,243
28	28	305,311	3	294,200					31	304,235
29	31	312,632			3	285,600			34	310,247
30	28	317,039	x	x					29	315,993
31	50	321,438	2	325,300	x	x			53	321,292
32	55	326,809	4	316,050					59	326,080
33	55	333,645	x	x					56	332,916
34	61	337,287	3	335,633	x	x			65	337,026
35	58	345,347	4	321,125	2	310,450			64	342,742
36	45	348,722	4	344,025	2	317,950			51	347,147
37	69	356,557	x	x	x	x			71	355,468
38	57	364,051	x	x					58	362,924
39	53	369,992	2	328,500	2	315,600			57	366,628
40	63	372,187	2	327,800					65	370,822
41	80	381,949	3	357,767					83	381,075
42	85	386,567	6	343,833					91	383,749
43	91	393,449	4	391,875	2	309,450			97	391,653
44	94	398,082	4	359,725	x	x			99	396,192
45	97	398,714	6	355,667	4	379,925			107	395,598
46	71	408,351	5	379,520	2	370,750			78	405,538
47	117	414,013	3	403,367	2	374,100			122	413,097
48	116	419,239	5	402,320	2	334,350			123	417,171
49	131	423,615	9	405,078					140	422,423
50	123	428,657	13	395,223	2	384,650			138	424,870
51	128	434,299	8	366,863	2	418,900			138	430,167
52	146	434,852	13	402,846	x	x			160	431,682
53	176	436,468	15	430,247	2	388,200			193	435,484
54	182	438,747	12	421,017	6	418,033			200	437,062
55	124	440,200	18	433,272	x	x			143	439,087
56	124	444,146	14	417,107	2	434,750			140	441,308
57	121	445,220	8	414,138					129	443,292
58	119	448,303	14	424,421	3	360,633			136	443,910
59	87	448,436	8	417,100	7	427,800			102	444,562
60以上										
合 計	3,046	399,383	203	388,798	58	358,617			3,307	398,019

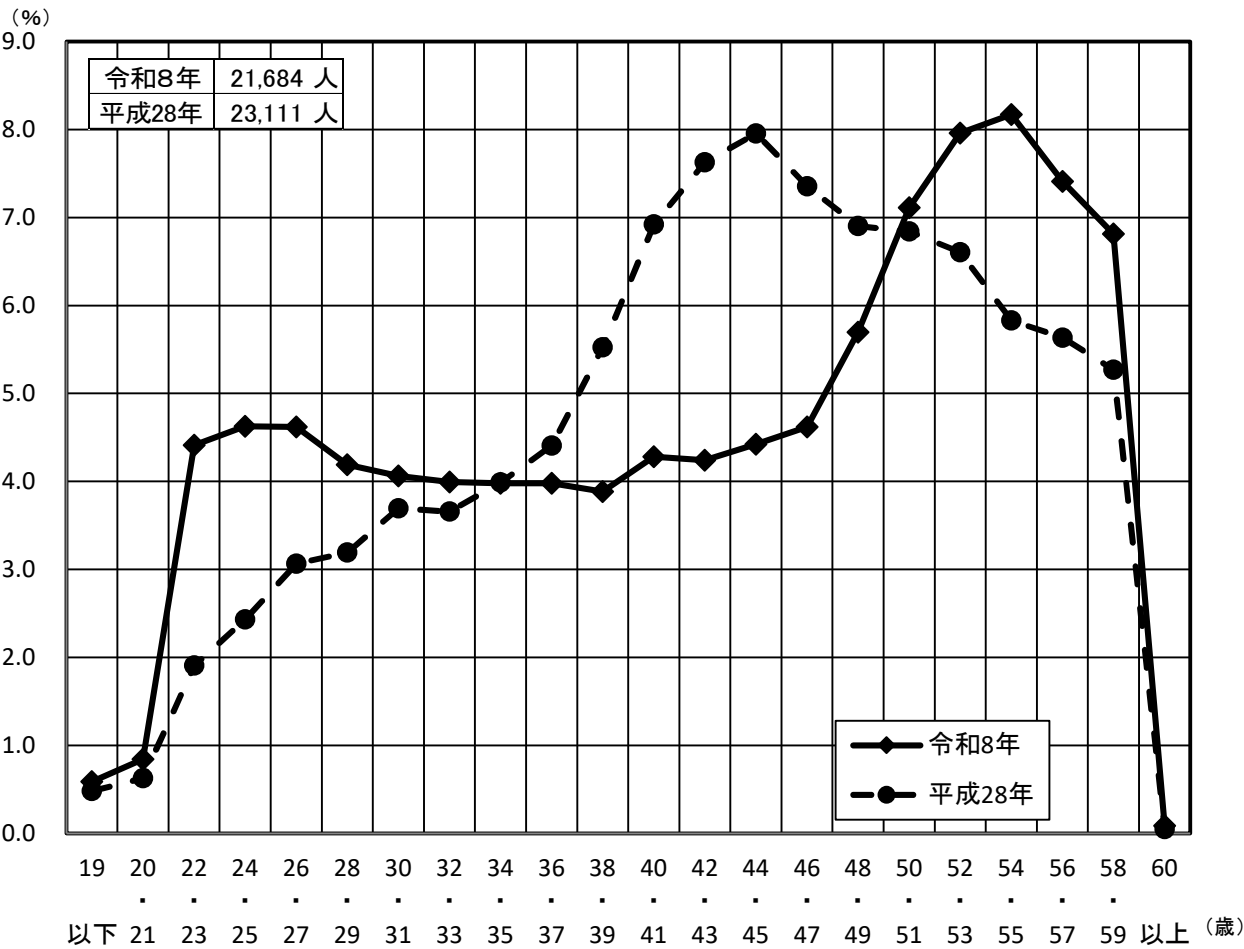
教育職給料表（三）

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料 月 額	職員数	平均給料 月 額	職員数	平均給料 月 額	職員数	平均給料 月 額	職員数	平均給料 月 額
18 歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19										
20			20	251,200					20	251,200
21			13	256,169					13	256,169
22	193	268,300	17	262,388					210	267,821
23	229	270,663	18	268,194					247	270,483
24	226	275,556	15	273,100					241	275,403
25	192	281,657	13	278,762					205	281,474
26	187	289,201	14	283,957					201	288,836
27	201	298,029	14	290,471					215	297,537
28	146	306,208	17	300,412					163	305,603
29	179	313,192	12	309,125					191	312,936
30	146	318,901	10	314,140					156	318,596
31	154	324,880	10	314,130					164	324,224
32	133	330,178	5	323,660					138	329,942
33	139	333,716	7	325,714					146	333,332
34	161	339,996	12	329,275					173	339,253
35	137	346,297	8	342,325					145	346,078
36	148	352,014	12	342,483					160	351,299
37	136	358,624	4	352,500					140	358,449
38	173	364,861	9	353,200					182	364,285
39	125	371,200	13	356,015					138	369,770
40	167	374,753	24	368,663					191	373,988
41	147	380,629	21	371,057					168	379,432
42	174	386,703	24	379,900					198	385,878
43	149	390,798	14	375,350					163	389,471
44	164	397,993	29	386,848					193	396,318
45	173	400,714	20	392,370					193	399,850
46	172	404,987	29	399,252					201	404,160
47	171	409,974	30	401,867					201	408,764
48	241	413,876	36	409,889					277	413,358
49	211	417,509	49	409,084					260	415,921
50	273	422,430	75	416,332					348	421,116
51	306	427,101	87	418,683					393	425,238
52	318	429,437	93	422,151					411	427,788
53	337	432,870	119	424,697					456	430,737
54	323	434,503	146	427,655					469	432,371
55	287	439,685	129	429,385					416	436,491
56	280	437,988	109	430,631					389	435,926
57	291	440,747	163	430,160					454	436,946
58	286	443,740	136	430,265					422	439,397
59	232	444,044	82	432,312					314	440,980
60以上										
合 計	7,707	379,706	1,658	402,431					9,365	383,729

公 安 職 給 料 表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					31	242,500			31	242,500
19					38	246,668			38	246,668
20					26	257,504			26	257,504
21					19	261,158			19	261,158
22	30	271,500			24	269,463			54	270,594
23	24	274,063			38	274,058			62	274,060
24	23	280,191			53	281,217			76	280,907
25	18	285,767			43	285,340			61	285,466
26	35	290,509			40	289,173			75	289,796
27	36	295,842			45	295,302			81	295,542
28	26	298,123			45	297,764			71	297,896
29	46	300,680			56	301,204			102	300,968
30	48	305,965			41	304,107			89	305,109
31	27	306,252			46	308,772			73	307,840
32	46	309,830			37	310,746			83	310,239
33	39	316,067			43	318,309			82	317,243
34	44	318,909			43	325,405			87	322,120
35	50	322,452			38	329,342			88	325,427
36	52	331,904			32	333,978			84	332,694
37	49	342,690			59	338,636			108	340,475
38	57	344,181			56	349,821			113	346,976
39	66	356,035			39	352,931			105	354,882
40	49	362,602			61	357,749			110	359,911
41	54	368,972			48	370,302			102	369,598
42	54	375,770			46	382,780			100	378,995
43	38	385,297			39	386,472			77	385,892
44	46	388,315			43	396,542			89	392,290
45	43	407,381			26	403,154			69	405,788
46	54	415,578			29	408,948			83	413,261
47	41	412,544			31	415,248			72	413,708
48	48	426,248			33	419,691			81	423,577
49	24	428,517			34	422,365			58	424,910
50	38	431,705			28	426,936			66	429,682
51	27	434,104			40	428,333			67	430,658
52	14	442,829			37	434,038			51	436,451
53	16	443,019			32	437,466			48	439,317
54	15	438,107	x	x	21	429,219			37	432,543
55	17	442,594			31	438,274			48	439,804
56	17	443,547			22	446,595			39	445,267
57	20	450,855	x	x	15	450,073			36	450,661
58	26	438,754			26	441,196			52	439,975
59	22	438,714			19	447,300			41	442,693
60以上										
合 計	1,379	360,259	2	437,250	1,553	348,459			2,934	354,066

第12表 年齢階層別人員構成比（全職員）（令和8年と平成28年との比較）



2 職種別民間給与実態調査結果

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本人事業委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 500事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から100事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

ア 調査実人員は、3,999人（うち初任給関係職種245人）であり、うち、行政職に相当する調査実人員は3,077人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は31,477人であり、うち、行政職に相当するものは14,301人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 県内民間の産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模				
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満
事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	85	14	6	7	58
農 業、林 業、漁 業	0	0	0	0	0
鉱 業、採石業、砂利 採 取 業、建 設 業	10	3	0	0	7
製 造 業	22	2	1	3	16
電 気・ガ ス・熱 供 給 ・水 道 業、情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業	13	3	0	2	8
卸 売 業、小 売 業	9	2	3	1	3
金 融 業、保 険 業、不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	6	1	1	1	3
教 育、学 習 支 援 業、 医 療、福 祉、サ ー ビ ス 業	25	3	1	0	21

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4事業所、調査不能の事業所が11事業所あった。
- 2 調査対象事業所100事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した4事業所を除いた96事業所に占める調査完了事業所85事業所の割合（調査完了率）は、88.5%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 県内民間の職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満
		円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	215,438	230,142	213,661
	短 大 卒	203,245	209,067	202,380
	高 校 卒	193,807	192,509	194,712
新 卒 技 術 者	大 学 卒	248,379	281,535	224,111
	短 大 卒	213,095	216,986	208,637
	高 校 卒	194,375	197,416	191,274
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	236,374	274,977	219,201
	短 大 卒	209,621	216,063	205,481
	高 校 卒	194,063	194,974	193,308

- (注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第15表 県内民間の企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支 給する給与		(A)－(B)		
				(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上及び本表3企業規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	5	56.6	1,043,502	238	1,043,264		
	短 大 卒	3	57.3	1,164,980	0	1,164,980		
	高 校 卒	x	x	x	x	x		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	工 場 長	x	x	x	x	x		
	大 学 卒	2	53.6	663,015	0	663,015		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	－	－	－	－	－		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	事 務 部 長	93	54.0	509,045	13,156	495,889	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	57	52.6	547,396	10,587	536,809		
	短 大 卒	12	55.6	464,452	28,142	436,310		
	高 校 卒	24	55.6	465,382	10,531	454,851		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 部 長	63	52.7	697,241	85,949	611,292		
	大 学 卒	38	51.4	709,911	93,317	616,594		
	短 大 卒	10	54.5	678,169	74,928	603,241		
	高 校 卒	15	54.9	678,018	74,724	603,294		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
事 務 部 次 長	54	50.9	513,251	8,193	505,058	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	同 上	
大 学 卒	37	50.6	536,160	10,084	526,076			
短 大 卒	3	49.1	463,367	0	463,367			
高 校 卒	13	51.9	474,877	6,102	468,775			
中 学 卒	x	x	x	x	x			
技 術 部 次 長	15	51.1	673,591	10,270	663,321			
大 学 卒	9	51.1	678,561	0	678,561			
短 大 卒	3	50.4	577,052	0	577,052			
高 校 卒	2	49.9	728,221	86,199	642,022			
中 学 卒	x	x	x	x	x			
事 務 課 長	233	50.3	539,148	36,709	502,439	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上	
大 学 卒	135	49.7	573,890	22,668	551,222			
短 大 卒	37	50.8	455,384	35,818	419,566			
高 校 卒	61	51.1	522,423	63,331	459,092			
中 学 卒	－	－	－	－	－			
技 術 課 長	139	48.3	615,207	91,043	524,164			
大 学 卒	61	47.4	653,545	105,141	548,404			
短 大 卒	31	48.3	613,595	84,247	529,348			
高 校 卒	45	49.0	572,348	81,197	491,151			
中 学 卒	2	58.0	484,355	0	484,355			

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から3において同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支 給する給与		(A)－(B)		
				(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下4 人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と認 められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長一係 長間)	本表2企業規 模500人以上 及び本表3企 業規模100人 以上500人未 満の対応級欄 参照
	大 学 卒	96	48.3	529,157	45,750	483,407		
	短 大 卒	66	46.8	551,824	45,579	506,245		
	高 校 卒	9	47.5	473,450	51,010	422,440		
	中 学 卒	19	53.9	475,048	43,964	431,084		
	中 学 卒	2	47.9	474,417	49,653	424,764		
	技術課長代理	29	48.6	547,976	32,548	515,428		
	大 学 卒	12	50.2	592,271	40,466	551,805		
	短 大 卒	8	51.6	572,343	36,810	535,533		
	高 校 卒	9	43.8	471,985	19,059	452,926		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	351	44.4	437,981	46,987	390,994	係の長及び係 長級専門職	同 上
	大 学 卒	189	42.4	469,895	53,491	416,404		
	短 大 卒	51	47.5	387,979	43,580	344,399		
	高 校 卒	111	45.9	412,862	38,931	373,931		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	178	44.9	513,142	88,211	424,931		
	大 学 卒	94	44.5	510,575	87,328	423,247		
	短 大 卒	34	44.0	496,107	78,190	417,917		
	高 校 卒	50	46.3	529,258	96,514	432,744		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	257	41.1	362,999	34,254	328,745	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一係 員間)	同 上
	大 学 卒	101	38.8	360,890	29,211	331,679		
	短 大 卒	58	41.0	335,128	36,409	298,719		
高 校 卒	98	43.0	378,579	37,350	341,229			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技術主任	175	38.9	447,754	66,398	381,356			
大 学 卒	88	37.7	442,443	68,874	373,569			
短 大 卒	43	38.3	417,440	58,658	358,782			
高 校 卒	44	41.6	483,793	68,836	414,957			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事務係員	858	35.7	294,505	20,679	273,826		同 上	
大 学 卒	366	33.7	312,086	24,483	287,603			
短 大 卒	182	38.7	287,065	17,369	269,696			
高 校 卒	308	36.2	280,269	18,475	261,794			
中 学 卒	2	44.1	257,956	34,055	223,901			
技術係員	367	32.2	356,969	42,717	314,252			
大 学 卒	174	31.7	371,675	48,793	322,882			
短 大 卒	79	31.4	327,937	26,561	301,376			
高 校 卒	114	33.5	356,074	45,416	310,658			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

(注)「中間職(課長(係長)－係長(係員)間)」とは、課長(係長)と係長(係員)の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長(係長)と係長(係員)の間に位置付けられる者をいう(以下2から3において同じ。)

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上 の支店(社) の長又は工場 の長 (取締役兼任者 を除く。)	行政職9級
	大 学 卒	5	56.6	1,043,502	238	1,043,264		
	短 大 卒	3	57.3	1,164,980	0	1,164,980		
	高 校 卒	x	x	x	x	x		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	工 場 長	2	53.6	663,015	0	663,015		
	大 学 卒	x	x	x	x	x		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	x	x	x	x	x		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 部 長	33	54.1	707,226	27,703	679,523	2課以上又は構 成員20人以上 の部の長 職能資格等が 上記部の長と同 等と認められる 部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者 を除く。)	同 上
	大 学 卒	27	53.3	745,389	19,678	725,711		
	短 大 卒	3	54.8	682,468	47,845	634,623		
	高 校 卒	3	56.9	567,790	50,782	517,008		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 部 長	40	53.4	777,868	131,216	646,652		
	大 学 卒	26	52.4	781,986	132,177	649,809		
	短 大 卒	6	56.2	786,158	131,173	654,985		
	高 校 卒	8	54.7	756,758	127,851	628,907		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
事 務 部 次 長	21	50.1	694,176	24,050	670,126	前記部長に事 故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められ る部の次長及 び部次長級專 門職 中間職(部長－ 課長間)	同 上	
大 学 卒	18	50.4	725,069	20,501	704,568			
短 大 卒	－	－	－	－	－			
高 校 卒	2	48.2	544,325	65,760	478,565			
中 学 卒	x	x	x	x	x			
技 術 部 次 長	8	56.4	869,030	0	869,030			
大 学 卒	6	56.5	862,795	0	862,795			
短 大 卒	x	x	x	x	x			
高 校 卒	x	x	x	x	x			
中 学 卒	－	－	－	－	－			
事 務 課 長	139	50.4	668,576	50,561	618,015	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と同 等と認められる 課の長及び課 長級専門職	行政職7級 " 8級	
大 学 卒	93	50.5	680,053	21,637	658,416			
短 大 卒	15	51.6	627,162	66,284	560,878			
高 校 卒	31	49.7	654,757	118,045	536,712			
中 学 卒	－	－	－	－	－			
技 術 課 長	95	48.6	647,518	101,707	545,811			
大 学 卒	46	48.3	692,213	117,711	574,502			
短 大 卒	17	48.4	647,175	74,264	572,911			
高 校 卒	31	48.9	595,448	98,865	496,583			
中 学 卒	x	x	x	x	x			

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事務・技術関係職種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職5級 " 6級
	大 学 卒	72	47.7	600,649	58,095	542,554		
	短 大 卒	53	46.8	608,754	54,385	554,369		
	高 校 卒	7	50.0	547,677	60,245	487,432		
	中 学 卒	11	51.5	582,508	86,000	496,508		
		x	x	x	x	x		
	技術課長代理	28	48.4	548,297	32,010	516,287		
	大 学 卒	12	50.2	592,271	40,466	551,805		
	短 大 卒	7	51.3	576,102	35,469	540,633		
	高 校 卒	9	43.8	471,985	19,059	452,926		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	210	44.4	504,950	53,324	451,626	係の長及び係長級専門職	行政職3級 " 4級
	大 学 卒	125	42.8	538,242	55,709	482,533		
	短 大 卒	20	47.7	456,121	50,334	405,787		
	高 校 卒	65	45.9	466,040	50,412	415,628		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	90	43.1	566,236	101,800	464,436		
	大 学 卒	45	42.1	589,218	110,759	478,459		
	短 大 卒	18	43.8	534,881	90,350	444,531		
	高 校 卒	27	44.0	555,093	96,931	458,162		
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事務主任	164	40.8	395,203	36,414	358,789	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級、4級)	
大 学 卒	67	37.8	406,027	39,394	366,633			
短 大 卒	36	40.8	341,756	28,564	313,192			
高 校 卒	61	43.1	410,075	37,528	372,547			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技術主任	109	38.5	503,261	78,476	424,785			
大 学 卒	49	36.8	522,230	90,112	432,118			
短 大 卒	24	37.7	471,025	65,397	405,628			
高 校 卒	36	40.8	499,921	72,696	427,225			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事務係員	391	34.1	315,813	23,739	292,074		行政職1級	
大 学 卒	180	31.7	337,015	30,308	306,707			
短 大 卒	69	37.4	300,862	18,424	282,438			
高 校 卒	141	34.7	302,450	19,945	282,505			
中 学 卒	x	x	x	x	x			
技術係員	176	32.8	385,929	44,149	341,780			
大 学 卒	76	32.7	416,613	56,166	360,447			
短 大 卒	42	31.5	345,440	23,533	321,907			
高 校 卒	58	33.9	377,884	44,558	333,326			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事務・技術関係職種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級 " 8級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	60	54.0	452,838	9,031	443,807	2課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	30	52.3	460,943	6,618	454,325		
	短 大 卒	9	55.7	435,500	25,526	409,974		
	高 校 卒	21	55.4	450,105	4,526	445,579		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	23	51.7	571,427	15,312	556,115		
	大 学 卒	12	49.4	561,811	13,467	548,344		
	短 大 卒	4	52.4	540,042	2,985	537,057		
	高 校 卒	7	55.1	604,809	25,329	579,480		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	33	51.1	462,024	3,704	458,320	前記部長に事故等のあるときの職務代行者の職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	同 上	
大 学 卒	19	50.7	457,885	5,768	452,117			
短 大 卒	3	49.1	463,367	0	463,367			
高 校 卒	11	52.3	468,966	1,024	467,942			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	7	48.1	559,627	16,259	543,368			
大 学 卒	3	45.7	496,327	0	496,327			
短 大 卒	2	49.0	503,153	0	503,153			
高 校 卒	x	x	x	x	x			
中 学 卒	x	x	x	x	x			
事 務 課 長	94	50.1	403,065	22,145	380,920	2係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級 " 6級	
大 学 卒	42	48.4	405,000	24,308	380,692			
短 大 卒	22	50.5	385,076	23,348	361,728			
高 校 卒	30	52.2	413,823	18,429	395,394			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長	44	47.2	507,681	55,557	452,124			
大 学 卒	15	43.4	482,385	49,502	432,883			
短 大 卒	14	48.3	548,133	103,707	444,426			
高 校 卒	14	49.3	487,239	16,103	471,136			
中 学 卒	x	x	x	x	x			

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代 理及び課長代理級 専門職 中間職(課長一係 長間)	行政職4級
	大 学 卒	24	49.2	399,376	23,339	376,037		
	短 大 卒	13	46.6	405,129	22,886	382,243		
	高 校 卒	2	43.1	338,991	34,281	304,710		
	中 学 卒	8	55.4	403,180	15,851	387,329		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	技術課長代理	x	x	x	x	x		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	141	44.3	359,743	39,583	320,160	係の長及び係 長級専門職	行政職3級
	大 学 卒	64	41.7	372,661	50,336	322,325		
	短 大 卒	31	47.4	356,188	40,429	315,759		
	高 校 卒	46	45.9	344,256	24,120	320,136		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	88	46.7	461,465	74,985	386,480		
	大 学 卒	49	46.2	452,525	70,034	382,491		
	短 大 卒	16	44.4	442,836	61,483	381,353		
	高 校 卒	23	49.4	495,659	95,971	399,688		
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事務主任	93	41.4	324,378	31,664	292,714	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一係 員間)	行政職2級 (一部は3級)	
大 学 卒	34	39.8	308,756	17,450	291,306			
短 大 卒	22	41.2	328,435	44,331	284,104			
高 校 卒	37	42.9	336,088	37,110	298,978			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技術主任	66	39.5	352,822	45,741	307,081			
大 学 卒	39	38.6	346,491	43,332	303,159			
短 大 卒	19	39.1	353,631	50,634	302,997			
高 校 卒	8	45.9	386,277	45,499	340,778			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事務係員	467	37.4	273,893	17,719	256,174		行政職1級	
大 学 卒	186	35.6	288,804	19,043	269,761			
短 大 卒	113	39.7	276,618	16,571	260,047			
高 校 卒	167	37.9	254,722	16,783	237,939			
中 学 卒	x	x	x	x	x			
技術係員	191	31.3	315,382	40,661	274,721			
大 学 卒	98	30.5	321,599	40,579	281,020			
短 大 卒	37	31.3	295,560	32,163	263,397			
高 校 卒	56	32.8	317,243	46,942	270,301			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

その2 公民給与比較の対象外職種
企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
研究 関係 職種	研 究 所 長	x	x	円	円	円	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の 部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長 の職名を有する者、上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 (課) 長	31	44.8	704,462	171,189	533,273	
	研 究 室 (係) 長	33	41.0	562,552	89,123	473,429	
	主 任 研 究 員	29	36.6	431,627	51,480	380,147	
	研 究 員	42	29.3	377,083	43,039	334,044	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	3	59.7	2,160,247	0	2,160,247	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職 務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	5	52.4	1,916,191	88,514	1,827,677	
	医 科 長	14	48.4	1,561,740	48,231	1,513,509	
	医 師	28	37.6	1,190,030	75,261	1,114,769	
	歯 科 医 師	4	43.0	1,075,621	0	1,075,621	
	薬 局 長	2	44.5	602,518	47,835	554,683	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	19	31.7	414,467	26,167	388,300	
	診療放射線技師	29	39.9	384,720	34,903	349,817	
	臨床検査技師	22	39.2	344,540	27,851	316,689	
	栄 養 士	25	36.4	287,318	28,241	259,077	
	理 学 療 法 士	73	33.1	298,779	10,886	287,893	
	作 業 療 法 士	47	33.2	278,416	5,756	272,660	
	総 看 護 師 長	3	53.0	506,085	0	506,085	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人 以上
	看 護 師 長	44	48.8	415,693	26,098	389,595	
	看 護 師	127	39.9	365,302	21,879	343,423	
	准 看 護 師	20	46.8	317,169	34,915	282,254	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	-	-	-	-	-	
	大 学 副 学 長	x	x	x	x	x	
	大 学 学 部 長	-	-	-	-	-	
	大 学 教 授	28	55.6	470,222	0	470,222	
	大 学 准 教 授	22	51.6	465,528	0	465,528	
	大 学 講 師	22	43.3	381,390	0	381,390	
	大 学 助 教	14	41.4	345,170	0	345,170	
	高 等 学 校 校 長	2	52.5	551,083	0	551,083	
	高 等 学 校 教 頭	7	55.6	548,711	11,673	537,038	
	高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-	
種	高等学校指導教諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 諭	100	42.8	405,180	23,046	382,134	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)		(A)－(B)	
				う ち 時 間 外 手 当 (B)			
海 事 関 係 職 種	人	歳	円	円	円		
	船 長 ・ 機 関 長	3	56.3	595,051	197,441		397,610
	一等航海士・機関士	12	46.3	507,813	157,137		350,676
	二等航海士・機関士	－	－	－	－		－
	三等航海士・機関士	－	－	－	－		－
	甲 板 長 ・ 操 機 長	－	－	－	－		－
	甲 板 手 ・ 操 機 手	11	43.1	419,390	141,818		277,572
甲 板 員 ・ 機 関 員	5	30.4	319,716	116,202	203,514		
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	x	x	x	x	x	見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、他 の事業所において業務に従事 している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	－	－	－	－	－	
	守 衛	8	45.4	385,473	31,831	353,642	
	用 務 員	－	－	－	－	－	

第16表 県内民間における初任給の改定状況

項 目		新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
学歴	企業規模		増 額	据置き	減 額	
大学卒	規 模 計	% 49.1	% (87.1)	% (12.9)	% (0.0)	% 50.9
	500人以上	75.2	(88.8)	(11.2)	(0.0)	24.8
	100人以上500人未満	34.4	(85.0)	(15.0)	(0.0)	65.6
高校卒	規 模 計	50.1	(77.2)	(22.8)	(0.0)	49.9
	500人以上	71.9	(67.9)	(32.1)	(0.0)	28.1
	100人以上500人未満	37.7	(87.2)	(12.8)	(0.0)	62.3

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、回答のあった本店を対象として集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第17表 県内民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	61.4%
支 給 し な い	38.6%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額 の 最高支給額 の 中位階層	26,000円以上 27,000円未満

第18表 県内民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その１ 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
%	%	%	%
84.1	73.2	65.5	15.9

- (注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その２ 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
%	%	%	%	%	%	回	%
73.3	(34.8)	(31.0)	(12.3)	(15.0)	(6.9)	13.6	26.7

- (注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。
2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第19表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部長級(非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
62.2	38.8	56.3	43.7	57.1	42.9

第20表 県内民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
99.4	65.5	34.5	0.6

- (注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

3 生 計 費 関 係

令和 8 年 4 月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和8年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

- 食 料 費……………食料
- 住 居 関 係 費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被 服 ・ 履 物 費……………被服及び履物
- 雑 費 I ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑 費 II ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

第21表 鹿児島市における費目別、世帯人員別標準生計費

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	28,190	50,510	62,490	74,480	86,460
住 居 関 係 費	38,170	49,450	42,650	35,850	29,050
被 服 ・ 履 物 費	6,170	6,830	9,530	12,230	14,940
雑 費 I	20,430	25,580	35,440	45,310	55,180
雑 費 II	8,560	16,510	19,300	22,090	24,880
計	101,520	148,880	169,410	189,960	210,510

4 人事院の報告及び勧告等の概要

令和8年 人事院勧告・報告の概要



国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務	2. 働きやすさと成長が両立する公務	3. 誰もが挑戦できる開かれた公務
◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年度に具体的な内容を報告】 ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入 ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し	◆ 転勤の経済的負担の軽減 ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設 ◆ 働きやすい環境の整備 ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大 ◆ 柔軟な働き方の推進 ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設 ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化 ◆ 「成長できる職場」の整備 ✓ 「スキルー賞」を活用した人材育成	◆ 採用試験等の見直し ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入 [対象] ・令和9年度経験者採用試験 ・令和10年度秋の総合職教養区分【予定】 ・令和11年度春の総合職全区分【予定】 ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大 ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進 ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用
4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務		
◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進 ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～ ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透 国家公務員行動規範 ➢ 「国民を第一」に考えた行動 ➢ 「中立・公正」な立場での職務遂行 ➢ 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断		

令和8年 人事院勧告・報告の概要



● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超過して勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

本年の給与勧告のポイント①

俸給

民間と公務の令和8年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和8年4月実施》

✓ 民間給与との較差(*) 15,056円(3.51%)を解消するため次のとおり改定

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
《行政職俸給表(一)の平均改定率》1級 4.0%、2級 3.6%、3級 3.4%、4級 3.1%、5～10級 3.0%、全体 3.3%
- 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ初任給は一律9,500円引上げ
【総合職(大卒)】251,500円(+3.9%)【一般職(大卒)】241,500円(+4.1%)【一般職(高卒)】209,800円(+4.7%)

* 較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善
改定の内訳：俸給 11,179円 広域異動手当(後述) 2,376円 はね返り分(俸給の改定による諸手当の増減) 1,501円

✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善

- 再任用職員の8割以上を占める係長級の官民の給与差をベースに月例給を改善(行政職俸給表(一)全体の平均改定率8.5%)

ボーナス

直近1年間(令和7年8月～令和8年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較

✓ 民間の支給状況に見合うよう支給月数の引上げ《令和8年4月実施》

年間4.65月分→4.70月分(+0.05月分)

(一般の職員の場合)

- 民間の支給割合 4.72月
公務の平均支給月数 4.65月
- 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

	6月期	12月期
令和8年度 期末手当	1.2625月(支給済み)	1.2875月(現行1.2625月)
勤勉手当	1.0625月(支給済み)	1.0875月(現行1.0625月)
令和9年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	1.075月	1.075月

✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し《令和9年4月実施》

- 高い成績率を適用可能とすることで、高度の専門性を有し高い業績を挙げた人材の給与水準を確保(俸給等を含め最高で年間約3,380万円)

その他

- 給与制度のアップデートで令和7年度から段階的に見直しを行っている地域手当の支給割合について、令和9年度の支給割合を設定
- 民間の動向を踏まえ、非常勤職員にも扶養手当及び住居手当の支給に努めるよう指針に明記《令和8年10月実施》
- 60歳前後の給与水準(給与カーブ)については、シニア職員の人事管理に関連する制度と一体で検討を加速

※ このほか、初任給調整手当、宿日直手当、委員等の手当について、本年の俸給表の改定状況等を踏まえ、所要の改定

本年の給与勧告のポイント②

転勤に伴う経済的な負担の軽減等

転居に関する手当 《令和9年4月実施》

転居を伴う転勤に係る経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、単身赴任者に限らず、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設

- 官署を異にする異動を命ぜられ、異動後の官署への通勤が困難であるため、一定距離以上の転居をした職員を対象に支給
- 支給期間は異動から3年間（単身赴任者でやむを得ない場合には3年間を超えて延長可能）

（距離区分別の手当月額）～「単身赴任者」は現行の単身赴任手当の加算額より増額し、60km以上100km未満の区分を新設。「単身赴任者以外」は新たに支給～

	60km以上 100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
単身赴任者	11,000円	18,000円	30,000円	41,000円	52,000円	61,000円	70,000円	78,000円	87,000円	96,000円	105,000円
単身赴任者 以外	6,000円	9,000円	13,000円	18,000円	22,000円	26,000円	29,000円	33,000円	36,000円	40,000円	43,000円

【例】東京から異動する場合の手当額（年額） 東京一大阪：約22万円〔単身赴任者は約49万円〕 東京一福岡：約35万円〔単身赴任者は84万円〕

※ 単身赴任者には、上記手当のほか、二重生活の生計費を補助する単身赴任手当（現行の基礎額相当。月3万円）を別途支給

広域異動手当 《令和8年4月実施》

広域的な異動に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、支給割合を引上げ

- 60km以上300km未満：5%→8% 300km以上：10%→16%

【例】地域手当の非支給地間で広域異動する場合の改善額（年額）〔地方機関関係長の場合〕 60km以上300km未満 + 約16万円 300km以上 + 約32万円

特勤勤務手当に準ずる手当 《令和9年4月実施》

生活が不便な場所に所在する官署への転居を伴う転勤を円滑化するため、人口集中地区から離れた場所にある官署については、公共施設等が近隣に所在していても手当の支給対象とできるよう、官署の指定基準を見直し

※ これらの見直しのほか、今後、円滑な人事配置や優秀な人材の確保・定着の観点から、転勤を行う職員に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、転勤に関する手当を再編・統合し、転勤に関する総合的な手当の新設を検討。措置の具体的な内容を令和9年夏に報告

2

職務・職責重視の新たな給与体系（措置の骨格）

基本的考え方

- ▶ 本府省の事務次官級～課長級の職員は、政策決定等で中核的役割。能力を発揮し、成果を挙げることが強く求められる
- ▶ これら職員の給与水準は、民間で同等の職務・職責を担う者を下回るとの指摘（国家公務員全体の処遇の印象にも影響）

中核的役割を担い得る優秀な人材を公務に確保するため、本府省の事務次官級～課長級について、

- ・他の職員に先行して、職務・職責をより一層重視した給与体系を実現
- ・適切な人事評価に基づく任用を前提として、人材獲得競争の中で見劣りしない年間給与水準を確保

措置の骨格

①対象

- ▶ 本府省の事務次官級～課長級

②給与の構成

- ▶ 俸給、業績等手当（ボーナス）、通勤手当、転勤手当を基本（簡素で分かりやすい構成に）

③俸給

- ・ポストと給与が強く結び付く俸給表を新設
- ・役職段階ごとに複数の俸給月額を設定した上で、各ポストの俸給月額を職務・職責を踏まえて決定

新俸給表のイメージ

号俸	俸給月額	対象ポスト
*	***,***円	事務次官
⋮	⋮	⋮
1	***,***円	●課長、▲課長、...

④業績等手当（ボーナス）

- 業績相当分 人事評価の結果に基づき成績が優秀の場合に支給
- 職責相当分 一時的なポストの職務・職責の高まりに応じて支給

イメージ

業績相当分			職責相当分		
ボーナス なし	ボーナス	ボーナス	ボーナス なし	ボーナス	ボーナス
良好 （標準）			変化なし		
優秀な者に支給			職務・職責の 高まりに応じて支給		

⑤通勤手当

- ・現行制度と同様の取扱い

⑥転勤手当

- ・転勤関連手当を再編・統合

⑦年間給与水準

- ▶ 人材獲得競争の観点で参照すべき民間企業の規模・役職段階等を設定し、民間役員報酬の調査結果等を用いて決定

※ 地方の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与措置、年度単位の職務・職責の変化に対応した暫定的な給与調整の仕組み等を併せて検討

➡ 上記の措置の骨格に基づき更に検討を進め、令和9年夏に具体的な内容を報告

3

